

きたる時又(二)臍帶甚だ短くして牽引せらるゝもの或は(三)卵膜の破れざるまゝにて胎兒の娩出する時或は(四)急産にて産婦直立して分娩する時(五)弛緩せる子宮を腹壁より強く壓する時等なり又産婆は産婦の翻轉症を發するや否や直に産科醫を招く可し而して醫の來診まで産婆は其出血を減ずる爲め酢又は冷たき二千倍昇汞水又は百倍の「リゾール」水中へ浸したる木綿布を以て其出血部を壓し其他産婦の心力を鼓舞する様手當を施すべし

第二 分娩中及び分娩後の腔竝に外陰部よりの出血

第二百九十七條

分娩中及び分娩後に於て腔竝に外陰部よりの出血は靜脈瘤若くは動脈管の損傷又は腔若くは陰唇の血腫(第二百二十七條)の破裂(第二百三十條を見よ)又は會陰破裂の際に大血管破裂するによりて起るなり

第二百九十八條

此出血に於ては子宮小く且つ堅く收縮しあるに拘はらず陰部より多量の血液流出するものなり靜脈管又は血腫の破裂して流出する血液は其色黒赤色にして絶えず平等に流出す然れども動脈管の破裂して流出する血液は其色鮮紅色にして衝くが如く走り出づるものなり此時産婆は腔管を詳に檢すれば出血の箇所を大抵見出し得べし産婆もし此の如き出血ある者

に出遭はゞ至急近傍の産科醫を迎へ其醫の來るまで出血の
所を強く壓す可し即ち最も良き方法は指にて直に壓すること
なれども腔を填塞するも亦可なり或は又消毒したる綿を以て
骨盤骨に向て強く壓す可し而して其填塞の方法は木綿布又は
脱脂綿を手拳大に固く團め之を腔中に挿入し以て出血の所を
壓し且つ産科醫の來るを待つべし此際手を以て腹壁の方より
能く子宮を掴み詳かに之を診して血液の内部に滯溜せざる様
に注意すべし若し又内出血の徴候顯れ來らば直ちに填塞した
るものを取り出し第二百一十一條に述べたる如く取扱ふべし其
外の處置は凡て産科醫に任すべし

第二百九十九條

若し會陰破裂して出血強き時は速に縫合する必要あるに由り
至急近傍の産科醫を迎ふ可し醫師の來るまで産婆
は消毒したる乾燥脱脂綿を以て絶えず壓迫しつゝ醫師を待つ
べし

第三 鼻腔肺腸管及び靜脈瘤破裂
よりの出血

第三百條

分娩中軽度の衄血は害なし然れども萬一産婦之が爲めに衰弱し
て皮膚蒼白色となるが如き甚しき時は氷冷の水にて産婦の額
を罨法し且つ酢及び水を鼻中に吸入せしめ置きて醫を招く可
し

咯血、咳と共に吐く血、吐血、食物と共に吐く血、及び直腸よりの劇し
き出血は殊に危険なるゆる直ちに醫を招く可し、其間産婆は病
婦を安静にし、身體を清涼にし、且つ腹壓を禁ずべし

下肢の静脈瘤破裂したる時は、産婆は病婦を平臥せしめ、直ちに
其出血せる所を、拇指にて壓し、消毒したる脱脂綿の球を取りて
其上に置き、繃帯にて固く其足を巻く可し、但し此繃帯は足の指
より上方静脈瘤を越ゆる所まで巻く可し
下肢の静脈瘤の破裂を防ぐ爲め、其部を繃帯して固く巻くを良と
す

第三章 産婦の疾病

第一 全身の痙攣〔子痛〕

第三百一條

妊婦、産婦及び蓐婦は、時によりて最も劇しき全身の痙攣を發する
ことあり、之を子痛と云ふ、此病は頗る危険なるものとす、殊に初
妊婦又は雙胎品胎の妊婦にして、且つ腎臓炎に罹り、下肢下に
水氣ありて浮腫せるが如き、外貌ある妊娠に發し、易し、此の如き
妊娠の尿を煮沸すれば、大抵甚しき蛋白の溷濁を生ず、但し少量
の蛋白を含める尿を検査するには、多量を要するものなれば、醫
師の來るまでに尿を取り集め、保存し置く可し

第三百二條

子癇は大概卒然として不意に發するものなれども時としては前兆として頭痛眼前朦朧四肢非常の疲倦胃部に不快なる壓重の感嘔吐等を發することあり而して第一回の發作をなすや病婦は直ちに人事不省に陥り顔を擧め眼球は上方に向ひ頸部を後方へ伸ばし呼吸は促迫にして不正となり口より泡沫を吐き時として之に血液を交ゆることあり劇しき痙攣を發し顛轉反側す其容子は全く癲癇と異なることなし但し此一回の發作は通例一分時間乃至一分時間半なれども再び反復し來るを通例とす其反復は或は稀れに或は屢々發するものなり而して其發作の休歇時間は或は短く或は長くして再び來り或は稀に或は劇しく來る且つ其發作に或は弱きことあり或は強きことあり而

して其休歇時間と雖も病婦は猶知覺無くして恰も熟睡したるものゝ如く高き鼾聲を發することあり然れども時としては氣力の衰へたるを感じ四肢の疼痛殊に屢々噛みたる舌傷の痛みを訴ふることあり又産婦此病を發するも陣痛は依然として持續するを以て産婦死に至らざる限りは感覺無き時に於ても小兒を娩出するものなりかくて再び治癒する場合に於ては數時間の後或は數日の後に至りて覺醒す然れども病婦は第一回發作以後にありし出來事は全く知らざるものなり

第三百三條

子癇に罹りし産婦の大約五分の一は或は發作中に死するか又は其後に死するを常とす小兒も大概は一二發作の後に於て死す

るものなり若し分娩したる後發作弱くなりて漸々其度數を減じ病婦は安眠して暖かなる汗を出し其尿量増加し脈搏靜になる時は大抵治するを常とす時としては子癇後に盲目精神錯亂躁暴身體の麻痺を起すことあり又本症に罹りし婦人は甚だしき産尊熱及び肺炎を發することあり

第三百四條

此際產婆は書面にて成るべく速かに産科醫の來る様申し送り其來る迄は痙攣の爲め病婦に害を惹起さしめざる様注意すべし而して病婦が愈々早く分娩を終れば其發作も益々早く止むものなれば從て危険も

減ずるなり痙攣の發作中は力ありて物言を悟り易き人の助けを以て患者を保護し痙攣の爲めに頭手足などを固き物體に打ち付けざるやう若し又臥臺なれば是より落ちざるやう注意す可し然れども之を鎮めんが爲め腕力を出して無理の扱をなすが如きは却つて害あり又舌を保護するには木綿布を匙の柄に巻き靜かに齒の間へ挿入す可し又舌を引き込みて喉頭を塞ぎ窒息する恐れあれば下顎骨の後方にある曲り角を兩側に一指を當て、前方へ滑らすべし總て五官器に感ず可きことは避くる様注意す可し故に高聲にて談話し或は障子唐紙などを強く立付け或は病婦を高聲にて呼び又は足音高く歩行するが如きことは禁ぜざる可からず而して室内は少しく薄暗く爲し

置くを良とす又猥に病婦に觸れ或は診察を爲し又は陣痛を發する等によりて新に發作を起すものなれば是等の事は避るを要す其他始終頭を氷にて冷し室中の大氣を清潔にして暖に過ぎざるをよしとす又胎兒の娩出に善く注意し或は全く或は半ば娩出をし小兒を母の股間に於て損傷せざる様注意すべし病婦が人事不省の際氣管中へ液體などを吸込まざる様注意す可し何となれば肺炎等を發するの恐あればなり

第二 過度の嘔吐

第三百五條

産婦の嘔吐するもの多くあれども通例は之が爲めに反て爽快を覺ゆ然れども其嘔吐劇しければ遂に母子共に害を受ることあり

るゆる産婆は速かに醫師を招き醫の未だ來らざる間は微温の「カミツレ」浸に「オレーフ」油を和して浣腸を施す可し又時としては二三茶匙の「コーヒー」へ二三滴の橙汁を加へて與ふれば嘔吐の止ることあり然れども食物又は他の飲物を暫時の間與ふ可らず縱令患者之を望むとも決して許すことなれば些少の飲食物たりとも之を與ふれば再び嘔吐を催すものなり

第三 熱性病

第三百六條

妊婦若し疾病に罹る時は不時に分娩を來すことあり或は又分娩の時に及びて始めて疾病に罹ることあり而して殊に熱性病に罹り易し但し熱性病は脈搏頻數にして體温上昇し渴劇しく呼

吸促しく氣力減じ疲倦甚だしく全身不快を感ずる等に由りて
是を知る而して**若し産婦發熱したる時は其體温の**
昇高少したりとも必ず産科醫を招く可し其醫
の來るまでは適宜の位置を取らしめて其周圍を安靜にし尙ほ
其外の看護法を施し以て産婦の病苦を輕快ならしむ可し

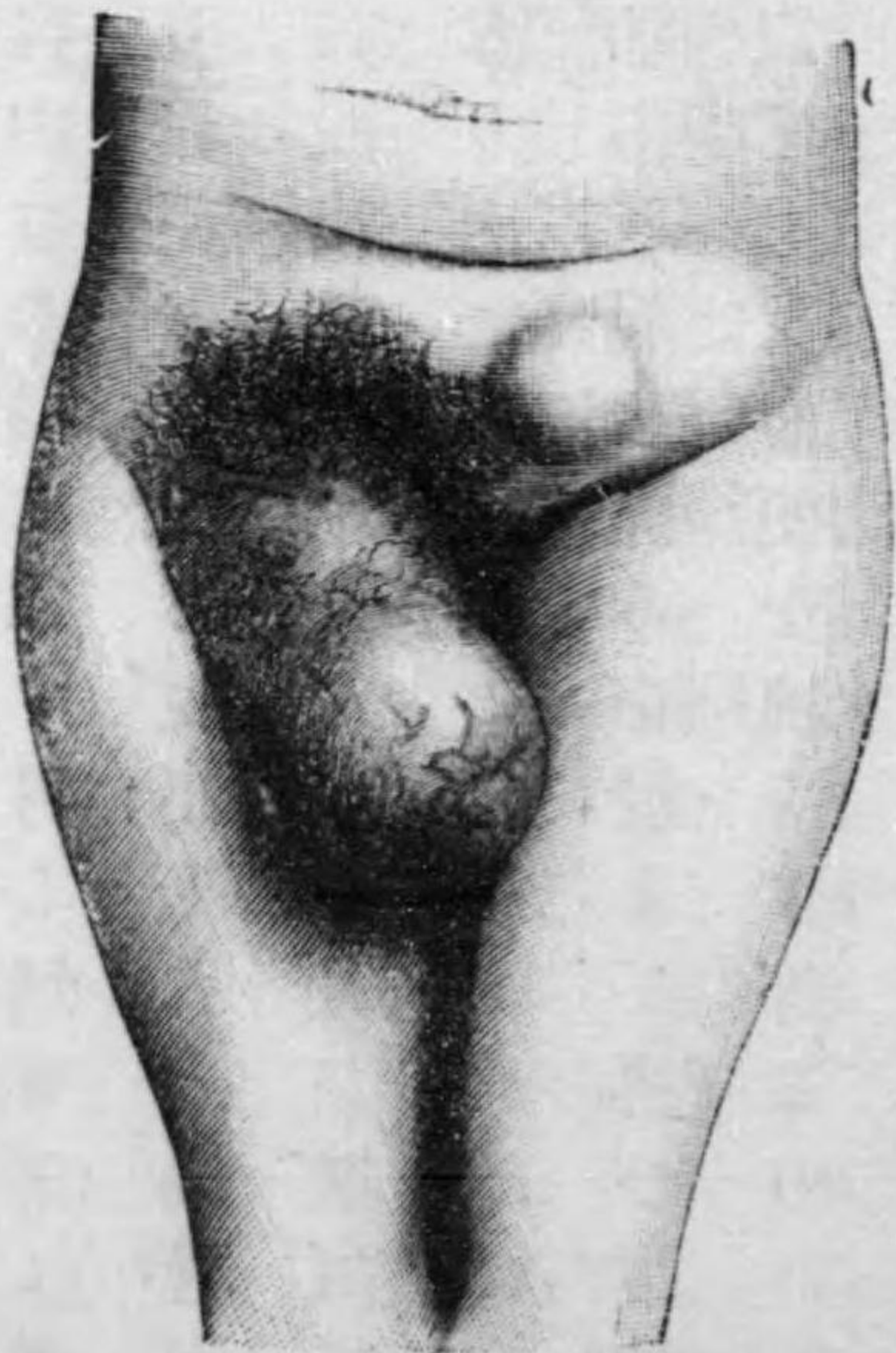
第四 腹部内臓墜脱及び直腸脱出

第三百七條

前腹壁の皮膚の下に於て外方より見る能はざる孔五個あり即ち
一個の臍輪二個の鼠蹊輪及び二個の股輪なり而して此五孔は
健康體に於ては頗る狭小なるゆる腹中の内臓之より延び出づ
ることなし然れども此孔又は腹壁の謂はゆる白條線なる者疾

病の爲めに擴張すること往々あり然る時は腸管又は網膜の一
部之より脱出し爲めに其所に於て皮下に軟かなる腫瘤を生ず
之を墜脱と云ふ而して其生ずる所に從ひて臍墜脱鼠蹊墜脱
股墜脱
墜脱の名
あり凡て
墜脱ある
者は醫師
の選びた
る適當の
墜脱帶を

第百六十七圖



此圖は妊婦
の鼠蹊墜脱
の甚だしき
ものを示す

用ひて之を常に壓定支持して大便の通利の妨害せらるゝこと
なく又歩行にも自由なる様に爲す可し然せざれば内臓の箝頓
する憂ひあるなり箝頓とは即ち脱出したる腸管が其孔に於て
堅く絞られ爲めに脱出部に焮衝を發し且つ壞疽に陥り極めて
危険となるものなり而して腸脱の箝頓したるは左の徴候によ
りて知り得可し即ち墜脱に痛みを發して再び復納し難く之に
加ふるに嘔吐を以てし又血便を洩らす等なり

第三百八條

分娩の時腹壓を始むれば内臓は容易に墜脱孔より脱出して遂に
箝頓することあり故に此箝頓を防ぐ爲めに分娩の始めより産
婦を平臥せしめ而して分娩の終るまで陣痛ある毎に指にて墜

脱孔を壓し且つ努責せしむることを禁す可し然れども若し墜
脱に疼痛を發し箝頓の徴候を顯さば直ちに醫を招く可し

第三百九條

直腸脱出し易き産婦の分娩中は之を側臥せしむるを最も適當の
位置となす而して産婆は腹壓を禁じ置き二本の指へ石炭酸「ワ
ゼリン」を塗り其脱出したる腸を徐かに復納せしめ其上に球形
に製りたる綿を當て尙ほ脂脱綿にて支ふべし若し脱出したる
腸に疼痛を發したらんには速かに産科醫を招くべし

第五 呼吸困難

第三百十條

呼吸困難は次の諸病あるものに發す即ち肺臓心臓の疾病又は

腫瘍殊に甲狀腺腫の如きもの其外水液の滯溜脊椎の屈曲によりて肺臓心臓を壓迫せらるゝ時等なり而して脊椎の屈曲せるものは時として分娩時に危険を發することあり又此病症あるものは妊娠第十箇月殊に分娩時に於て呼吸困難愈々劇しくなり殆ど窒息するの危険を起すもの屢々あり總て此の如き場合には産婆は先づ甚だしく失血せし婦人にも呼吸困難を發することを記憶せざる可からず斯る婦人の呼吸困難を輕快ならしむるには失血に由るものゝ外は身體の上部を高くし或は座位を採しめ而して室内の空氣を清淨新鮮になし且つ寒暖を適宜とす可し凡て分娩の時呼吸困難劇しくなれば陣痛休憩時に於ても産婦は非常に苦悶し顔色は青赤色になりて將

處置

に窒息せんとす斯る時は直ちに産科醫を招く可し

第六 産婦の假死及び眞死

第三百十一條

妊婦、産婦、
尊婦の假死

妊婦産婦並に尊婦は時として殆ど死せるものゝ如くなりて僅に心臓の鼓動を聽收するのみにて其未死たるを發見し得るの有様をなすことあり此の如き病婦は身體の運動更に無く呼吸殆ど絶え身體冷却し心臓の鼓動及び脈搏を觸知し得べからざるなり然れども醫師は時として猶之が生命を救ひ得ることあるが故に速かに醫を招きて其救治を乞ふべし但し此際産婆は始終假死したるものゝ傍に居り之が身體の上部を高くなして靜かに尊中に置き室内の空氣を新鮮にし其温度を列氏

の十五度〔攝氏の十九度〕になす可し此の如き病婦をば醫師の命を待たずして決して死者と見做し取扱ふ可からず

第三百十二條

患婦若し眞死せし時は産婆は醫師の來るまでは死體を蓐中に置ききて之を衛る可し此時産科醫は妊婦又は産婦の腹中にある胎兒猶生存するか否やを調べ若し生存し得べきものと認めたる時は之を娩出せしめて其生命を救ふものなり又若し其家にて醫師を招くことを拒む時は産婆は直ちに死亡者あることを警察署へ届け出づ可し

第二編

妊婦、蓐婦及び小兒の疾病

第一章 妊婦の疾病

第一 嘔吐

第三百十三條

妊婦の悪心嘔吐は妊娠の初期殊に早朝空腹の時に發するものにして頗る煩はしきものなれども一定の度に至るまでは決して害あること無し此の如き妊婦は宜に生活せしめ其好まざる食物及び飲物を避けて嘔吐せざる物のみを飲食せしむべし其外窮屈なる衣服を禁じ日々新鮮なる空氣中に於て運動せしむ

ることを要す若し便秘するものには石鹼浣腸を行ふべし又嘔吐には毎早朝臥床の中にて少量の食物をとらしめ尙ほ暫く安臥したる後起床せしめて良結果を得ることあり或は少量の食物を度々に取らしむるも可なり然れども嘔吐非常に烈しくして其食するものを皆吐出するに至らば速に醫師の診察を受くべし

第二 便秘

第三百十四條

妊婦の便秘は間々あることなり便秘は必ず風氣を醸し腸管膨大し骨盤の血管中に血液鬱積し肛門に靜脈瘤を生じ頭部鬱血の爲め逆上睡眠不安となるが如き症候を發す故に此の如き場合

には適當の運動をなし殊に朝空腹の時と夕方とに勉めて清水を飲み食物には新鮮にして煮たる果物野菜類を進め且つ消化悪しく便秘し易き食物は避け又日々通利を試む可し其最も宜しきは浣腸を行ふにあり若し以上述べたる如くに施し行ふも尙通利なき時は醫に就て相談す可し

第三 下痢

第三百十五條

下痢は通例感冒或は飲食の不攝生より發す故に産婆は此の如き妊婦には「フラネル」の腹帶を施し足部を暖かにし葛湯或は米粥汁の如き粘滑にして温かなる飲料及び輕き食物を與ふべし野菜果物等は決して與ふ可からず若し下痢一兩日中にして尙ほ

止まらざる時は醫師の命に従ふ可し

第四 利尿の困難

第三百十六條

妊婦は屢々利尿の時疼痛を發して尿意頻數となり或は尿閉を起して全く尿を利する能はざることあり而して其尿意頻數のものには安靜なる位置を命じて温かなる牛乳を與ふ可し若し又尿閉したる時には先づ「カテーテル」にて尿を洩さしめ而して醫師の診察を受くべし

最も困難なるは尿の不随意に排出することなり其量或は多き時もあり或は少なき時もあり多くは嘔吐、咳嗽、笑、噓の如き身體の震盪にて突くが如く射出す如此き症には醫師の診察を受け

しむ可し

第五 浮腫

第三百十七條

浮腫は妊娠せる子宮が骨盤内の血管を壓して下腹又は陰部に於ける靜脈血の還流を妨げ爲めに血液中有る水分が組織内に浸潤して生ずるもの多しとす然れども時としては腎臓病、心臟病、脚氣の如き重き病の徵候たることあり其腫脹したる所は色白くなりて光澤を呈し指にて壓すれば暫時の間淺き窩を留むべし只足踝のみに少しく浮腫あるものには暖かにして廣く便利なる靴下を穿しむるを以て足れりとす然れども下肢の浮腫陰部に及び腹部に達して歩行を妨ぐるに至らば常に下肢を高

く且つ伸して臥せしめ且つ足の尖より上の方へかけ「フラネル」
繃帯にて之を巻き而して陰唇の浮腫に微温湯を以て罨法を施
す可し又全身に著しき浮腫を發し頭痛を起すものは右に述べ
たる如き病の爲めに後のちに全身の痙攣を來すの恐あれば「第三
百一條より第三百四條を見よ」必ず醫師の診察を受く可し

第六 靜脈瘤

第三百十八條

靜脈瘤は浮腫と同じく妊娠せる子宮が骨盤内の血管を壓迫して
下肢又は陰部に於ける靜脈血の還流を妨げ或は靜脈を怒張せ
しめて皮下に紆行し或は之を擴張して瘤の如き外觀を呈せし
むるものなり其最も屢々發する所は上腿足踝腓腸部膝關節部陰

唇等にして身體の運動に由りて灼くが如き感覺と痛みある緊
張とを發す又劇しき痒痛ありて之を搔破し或は摩擦する爲め
皮膚を傷け潰瘍を作ることあり又時としては靜脈瘤極めて大
にして其上の皮膚頗る薄くなり遂に破れて危険の出血を來す
ことあり然れども本邦人に於ては極めて稀なるものなり此靜
脈瘤の甚だしき膨大と其破損と其痛みある緊張とを輕快なら
しむるには繃帯を善く密着する様に巻くか或は護謨製の靴下
又は脚絆を以て確と其部を巻きて其上より通常の靴下を穿つ
べし其外長く立つこと、長く腰掛くること、長く歩行すること、甚
だしく身體を運動すること、は皆避けて爲すべからず又足袋及
び靴の紐を強く結び或は靜脈瘤を物に衝き當て或は壓し或は

搔く等は決して爲す可からず萬一靜脈瘤に疼痛を發して赤色となることあらば直に妊婦を足の方を高くして靜に平臥せしめて疼痛と赤色との退きたる後尙ほ數日間安靜に爲して冷水の罨法を行ふ可し但し靜脈瘤破裂せし時の處置は已に第二百三十條と第二百九十八條に述べたれば之を参照すべし又妊娠の爲に生じたる靜脈瘤は分娩後直に自然治癒するものなり

第七 陰部より粘液膿汁水液の流出する症

〔俗に『しらち』又は『こしけ』と云ふ〕

第三百十九條

妊娠せざる婦人の陰部より粘液及び膿汁を流出する症は第三

下妊婦の白帶

下淋毒性白帶

百三十七條に述べんとす今此所に述ぶるは妊婦にして粘液及び膿汁を多量に流出するものなり此の如き婦人にして若し腔粘膜の恰も沙粒を散布せるが如く感ずるときは淋毒性の白帶下にして其分泌物多くは帶黃綠色にして劇しき腐蝕性を帶び傳染し易し故に産婆は此の如き患婦に遇はゞ速に之を醫師の許に送る可し

妊娠中或は時を定めず反復して透明の水液を流出し一回毎に蓋に一盃程づゝ分泌することあり此水液の流出は即ち假羊水にして疾病ある子宮より出るものなり此症は早産を來すの恐れあれば産婆は早く醫師に相談す可し

第八 子宮及び腔の脱出症

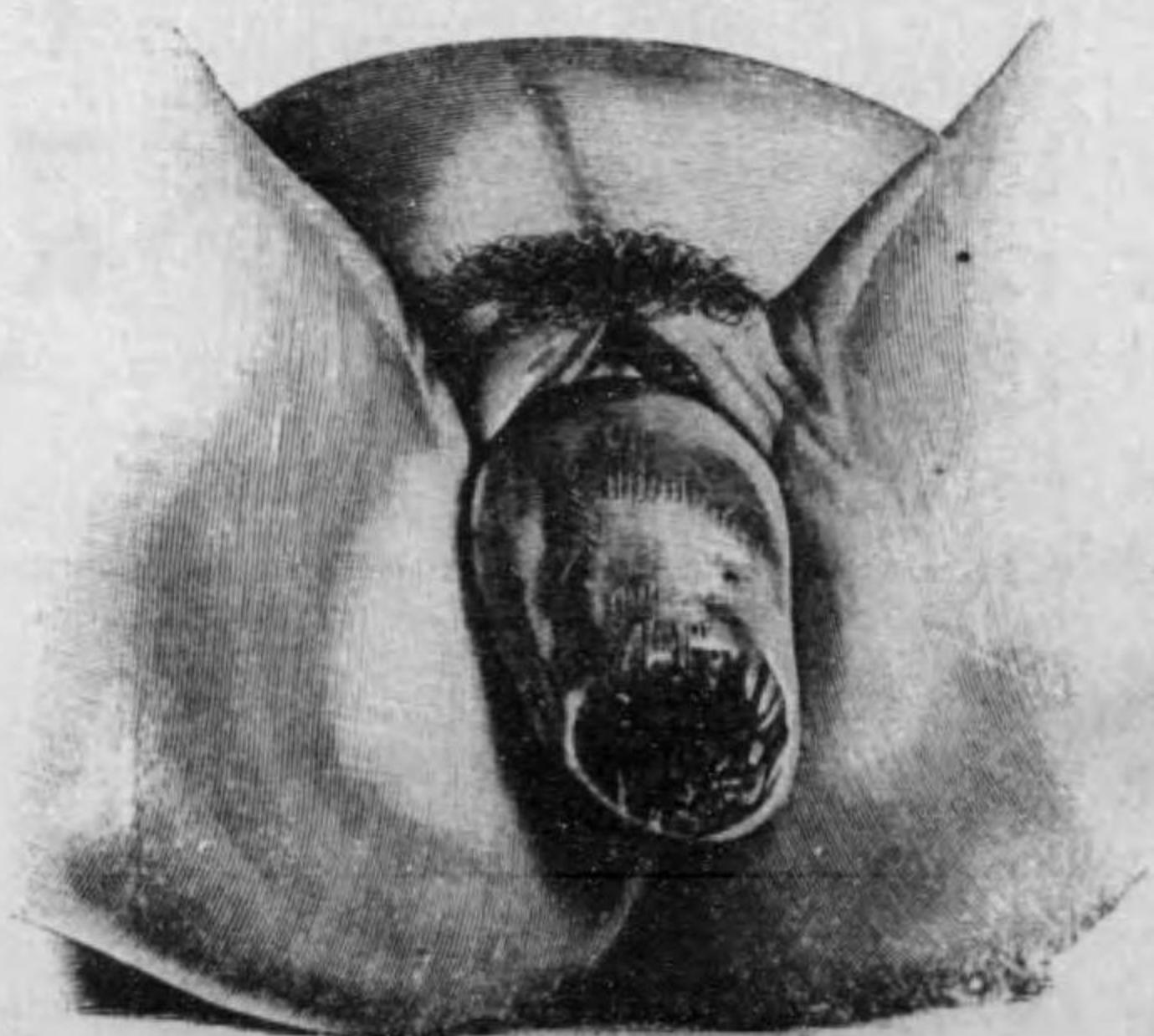
出假羊水の流

第三百二十條

子宮脱出症(第三百四十三條を見よ)は妊娠第四箇月に至れば通例自然に癒るものなり是れ子宮の増大する爲め小骨盤より大骨盤に壓昇せらるゝがゆゑなり然れども時としては妊娠せる子宮の深く沈降して非常の困難を來し大小便の通利を妨げ焮衝を發し終には流産を來すことあり若し産婆妊娠の前半期に於て子宮脱出を認知したる時は妊婦をして先づ大便と小便とを排泄し且つ其臀部を高くして平臥せしむるか又は側臥せしめ其脱出の再び復位するまでは安靜に臥して日々の便通を容易ならしむる様注意す可し若し其後再び起居する時には身體の運動に注意して決して劇しき業務を取らしむ可からずさて又

脱出したる子宮萬一直ちに復位せざるか又は妊娠第十箇月に至り初めて脱出したる時は産婆は速かに産科醫を招き而して其來るまでの間は患者を平臥せしむ可し腔の脱出は歩行の際殊に困難を起すものなれば産婆は時時患婦を平臥せしめ劇しき業務を爲さしめず且つ新鮮なる冷

第六百八十八圖



此圖は妊娠せる子宮の脱出したるものを示す

水にて屢々陰部を洗滌せしむ可し

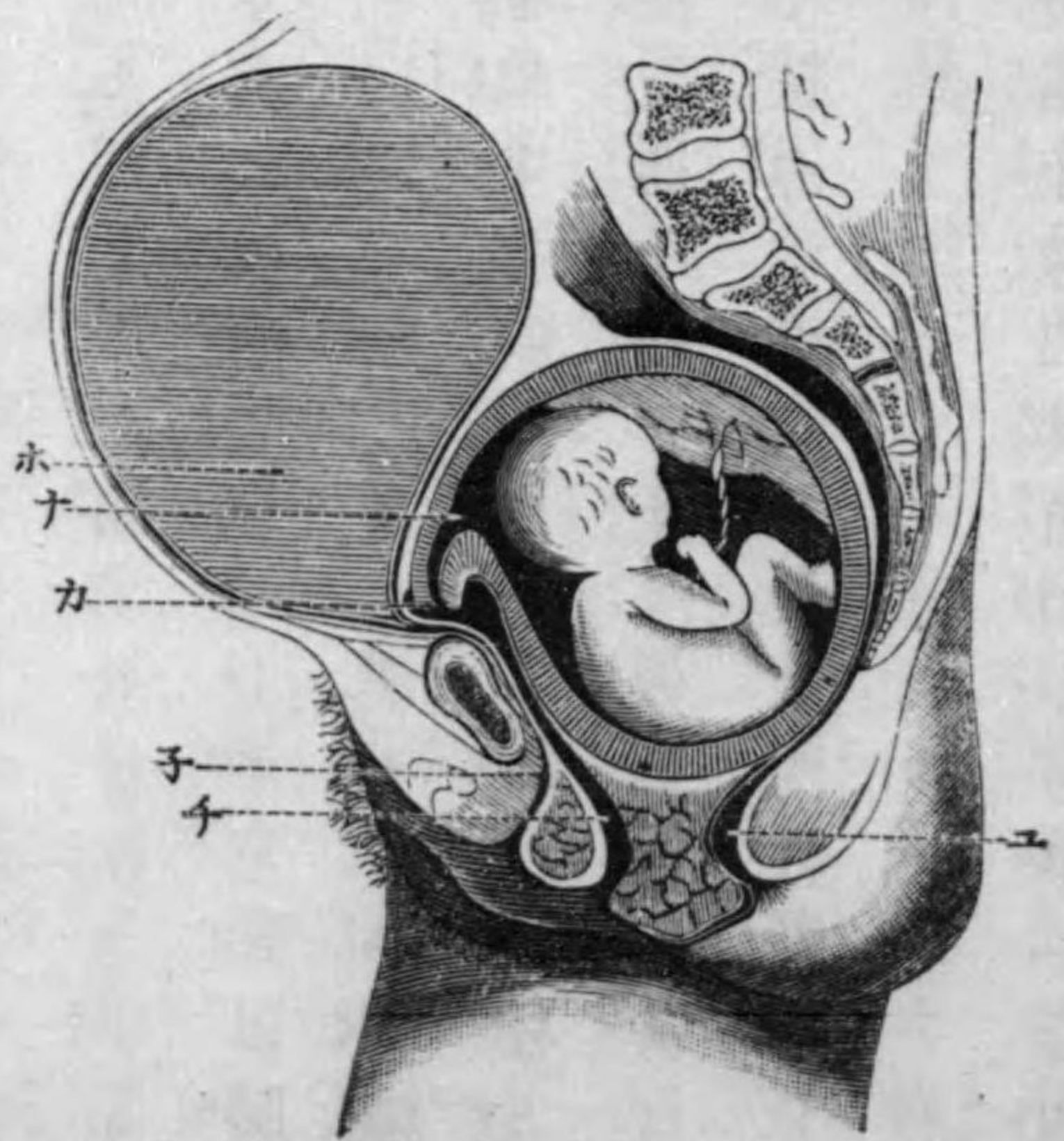
第九 子宮後屈症

第三百二十一條

子宮後屈症に於ては子宮體は薦骨の陷凹面に沈降し子宮頸は骨盤前壁に向ひて上昇す故に最も高度の後屈症に在ては後方にある子宮底は前方にある子宮口よりも却て下の方にあるものなり此症は大概妊娠前より已に存するものなれども時としては妊娠第三四箇月頃乃ち子宮の小骨盤より大骨盤に昇る時に至り始めて起ることあり既に妊娠第四箇月後に至れば子宮膨大して通常の關係に於ては最早小骨盤内へ沈降すること無し然れども骨盤の廣くして其傾斜の度少きもの及び軟部の甚

だしく弛緩したるものは此後屈症を發し易し抑此症を起すべき原因は則ち重き物を舉げ或は重き抽斗を抽き或は秘結したる

第六百六十九圖



此圖は後屈したる妊娠子宮の箱頓症を發せしものを示す
〔チ〕腔
〔カ〕子宮外口
〔ネ〕尿道
〔ナ〕子宮内口
〔ホ〕膀胱
〔ユ〕直腸

後屈症の障害

大便を通利し或は洗濯物など竿に掛んとして無理に身體を延すが如き總て腹壓を強くすること又は後方へ轉倒し或は小便を永く堪へて膀胱甚だしく充滿するが如き事等なり夫れ後屈症を發する時は子宮底は直腸を壓し子宮頸は膀胱を壓するが故に便秘と尿閉とを起し加之ならず子宮漸々膨大して終には危険なる箝頓症を來すものなり然る時は便秘と尿閉は益々甚だしく腹部は大便秘、瓦斯、小便の充滿の爲めに甚だしく膨脹し其外全身症状として脈搏は細數となり四肢厥冷し全身に冷汗を流すに至るべし

箝頓症の診断

故に産婆は妊娠中後屈症殊に其箝頓症を早く認知すること甚だ必要なり即ち妊娠第三四箇月頃に全く尿閉し兼て骨盤内に煩

處置

悶ある充滿と壓迫の感覺を起したるものは必ず子宮を箝頓したるものと疑ふ可し之を内診すれば骨盤腔の後方に軟かなる腫物ありて腔の後壁を壓し下げたるを觸知し而して子宮頸と子宮口とは骨盤前壁に接近し是れを探り求むること困難なるのみならず後屈の度甚だしきものは時としては子宮口非常に高く耻骨の上に在りて決して指の達せざることあり之を外診するに間々妊婦の腹部非常に強く緊張し之に觸るれば波動を感ず是膀胱と腸管との充滿したるに因つてなり

産婆若し妊娠せる子宮の箝頓したるものを認知せば直ちに産科醫を招くべきことは勿論なれども其未だ來らざる内妊婦尿閉に因りて起る苦痛あらば産婆は其蓄積せる尿を排泄せし

むることを試みるべし即ち先づ妊婦を膝肘位又は側位となし
而して示指と中指とを以て子宮頸を膀胱頸より離せば通常其
蓄積せる尿の些少なりとも流出することあるものなり然れど
も此の如き時に「カテーテル」を挿入するは甚だ困難にして且つ
危険なるものなれば産婆は之を用ふべからず既に尿を洩した
る後は妊婦を腹臥又は側臥となし其餘の處置は産科醫の行ふ
所に任すべし

第十 失神一名卒倒

第三百二十二條

妊婦は時として失神卒倒することあり即ち俄に皮膚蒼白色とな
り四肢厥冷して五官の機能を失すること短きものも數分時間

長きは十五分時間以上に至ることあり其原因は身體を緊迫し
て血行を害する事殊に帶又は狭き洋服にて胸部を締むる事芝
居、舞踏、寄席、會場、寺院等の如き閉込めたる室内に在て多人數の
呼吸に由り汚穢になりし空氣中に長坐する事其外精神の感動
する事身邊周圍の極めて熱燥なる事甚だしく便秘する事等な
り故に妊婦は是等失神の原因となるべきことは皆常に注意し
て之を避く可きものとすさて産婆は失神したる妊婦を扱ふに
は先づ之を平臥せしめて枕を低くなし直ちに狭き窮屈なる衣
服を解き窓又は障子を開きて新鮮の空氣を入れ室内の溫度を
適當にすべし而して軽く酔又は香水の如きものを鼻の下に灌
ぎなるべきだけ深く且つ強く呼吸せしめ且二口三口程水を與

妊婦の假死
又は眞死

へ前頭と顳顬部とを酢又は葡萄酒にて拭ひ温暖なる「フラネル」又は刷毛を以て身體を摩擦し芥子泥又は山葵を擦りて紙面に塗抹しこれを心窩へ貼付く可し

劇しき出血の爲め起りたる失神は甚だ危険なり是は已に出血の條下に於て述べ置きたり〔第二百十五條を見よ〕

妊婦の呼吸若しくは脈搏を認知せざる時は其妊婦は假死か或は眞死と見做すべし期る場合に在て産科醫は妊婦に於ても殊に胎兒に於ても必要なるものなれば時を移さずこれを招くべし何となれば妊娠の終り三箇月中に若し此症を發したる時は醫師は胎兒を速に取出す術を施し其生命を救はんことを圖るものにして大概これを救ひ得るものなればなり

第二章 産婦の疾病

第三百二十三條

産婦は些細の原因に由りても疾病に罹り易く且つ是が爲め産産中に死するもの少からず故に産婦の疾病には必ず醫師を招くことを延引すべからず

第一 産産熱

第三百二十四條

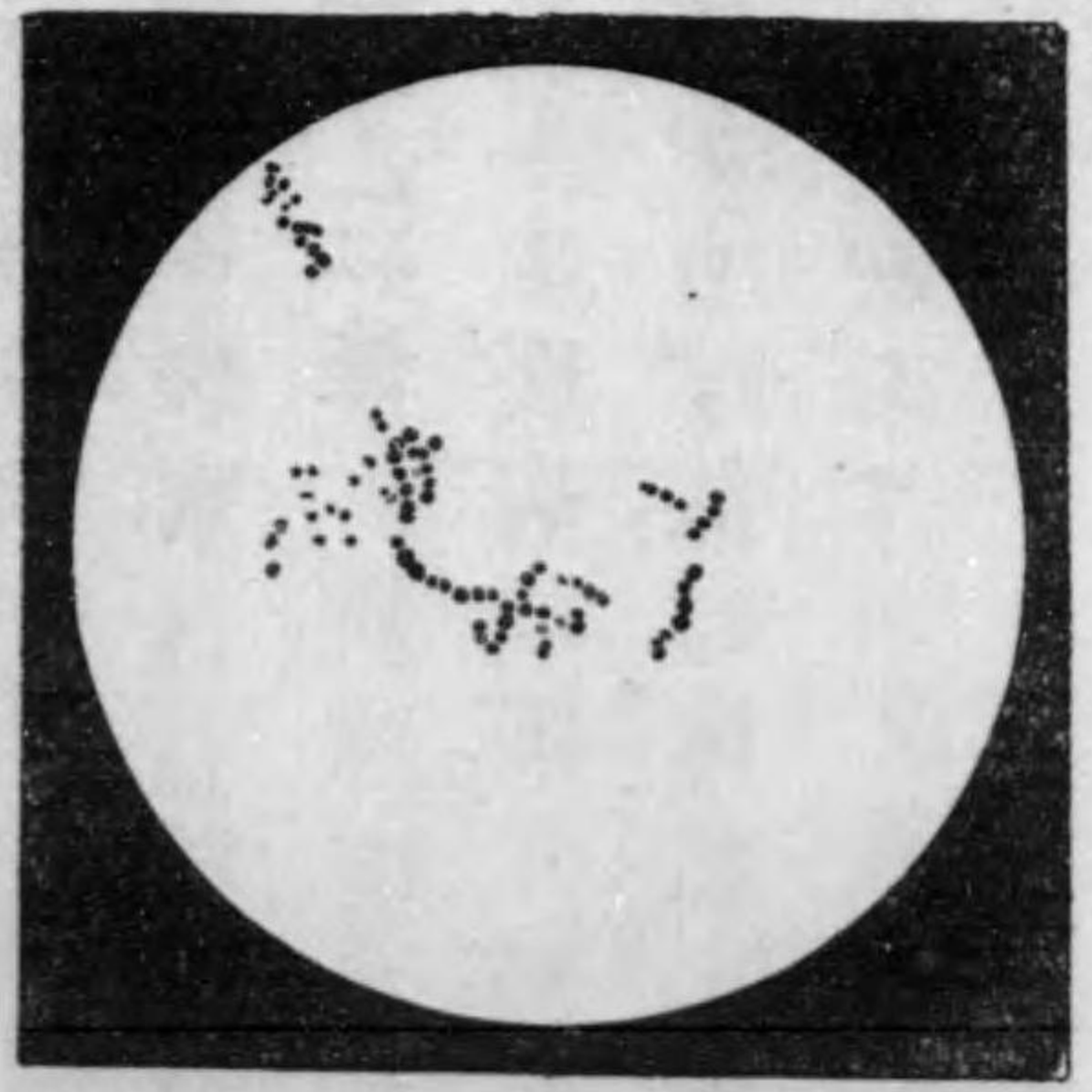
産婦に最危険にして産産の最注意すべき病は産産熱なり其原因

産産熱の原因

は分娩中若くは産褥中産婆の手産具肌着及び機械等の媒介に
由りて傳染素即ち肉眼にては視ること能はざる極めて微細な
る有毒黴菌第百

七十圖を見よの
産婦の身體中に
竄入するが爲に
發するものにし
て其竄入するや
皮膚或は粘液膜
の創面より産婦の血液及び淋巴液中に達するものなり此の如
く感染即ち傳染〔中毒〕したる時は多くは甚だ急速に發熱する

第七百七十圖



此圖は産褥熱
の原因を爲す
主なる黴菌連
鎖狀黴菌を千
倍に廓大した
るものなり

ものとす而して此産褥熱の原因となるべき黴菌は球狀にして
鎖の如く竝列するものなり而して此有毒黴菌は通例内診に由
りて傳染をなすが故に近來産褥熱の原因を確定せし以來は愈
々嚴格に取扱ひ産婆に内診を成るべく稀に且つ成るべく神速
に行はしめ其内診せんとする際は必ず第七十八條及び第七十
九條に述べたる如き消毒清潔法の規則に従て嚴行せしむる事
となれり又總て産婆自身は勿論妊婦も已に妊娠中殊に其陰部
を極めて清潔になすは最大要點なり故に妊婦の陰部に不潔の
物を觸れしむることは甚だ危険にして例へば妊婦の外陰部を
海綿或は不潔の木綿布を以て分娩時に至るまで洗拭するが如
きことは禁ぜざるべからず若し此の事を注意せざれば其妊婦

を死に至らしむることあり此の如く清潔に爲さんが爲めに洗滌することが却つて死を招くとは甚だ不思議に思はるゝも之は次の理由によるものなり即ち其海綿中には粘液又は垢を含み其内に危険なる産毒熱の原因たる細菌を有し此物より細菌は非常に蕃殖増加するものなればなり

右の如き細菌が分娩時に至るまで妊婦の生殖器に附着する時は此危険なる産毒熱を起すこと甚だ明瞭なり然れども其海綿或は布片は良く煮沸して消毒すれば無害のものとなるなり

又殊に最も危険なるは産婆が或妊婦の悪露に由りて不潔にせられたる手にて他の産婦を取扱ふ時にして是が爲めに必ず感染せしむるものなり此の如き危険は尙ほ世間に多くあることな

り苟も産婆たるもの悪臭ある不潔の手を以て新産婦に感染せしむることあれば其産婆の罪科最大なりとす此悪臭ある不潔の手は唯石鹼と水とを以て洗滌したりとて決して除去せらるゝものにあらず要するに此の悪臭ある間は尙ほ手の毛孔の中に細菌の芽萌は潜伏しをるものにして此病毒の芽萌は大約四日の後ち始めて皮膚より去るものなり故に産婆は内診せんとする前には先づ四日以來傳染性病の芽萌を含む有するものに觸れざりしや否やを熟案し果して其事なき時は妊婦或は産婦を内診すべし而して内診する前には毎回必ず其手を第七十八條及び第七十九條に述たる如き消毒清潔法の規則に従て嚴重に八分時間洗滌すべきものとす

最も安全なるは此の如き傳染性を有する物に觸れざるを最良とす或は若し此の如き際産婆が内診する必要ある時は使用する直前に煮沸したる護謨製手袋を用ひて内診するを良とす

若し産婆の家に傳染病例之は産毒熱猩紅熱實布の里亞天然痘腸窒扶斯虎列刺赤痢等を發したる時は假令警察署より通行遮斷を受けざるも決して産婦を取り扱ふ可らず又産婆自身に化膿したる所例之は胸部耳外陰部等ある時或は惡臭ある帶下或は微毒に罹りたる時は決して産婦を取り扱ふ可らず其他諸事醫師に相談すべし
産婦の身體に何處にても化膿したる創傷面或は潰瘍あるや

否やを産婆は能く心付け若し是等のものある時は十分繃帶し且つ是に觸れざる様注意して其膿毒症を防ぐべし
其他産婆は羊水が徐々に早期に於て流出したる時は最も注意を要するものとす何となれば破水後暫時にして分娩終らざれば非常に危険なる症を容易に發すればなり即ち此の如き時は終に産婆が産婦を内診せざるのみならず其陰部に指だに觸るに拘らず産婦自ら感染して産毒熱を發することあるものなり

第三百二十五條

此病毒に感染する時は通常は分娩後一兩日中に稀には一週間以後に於て惡寒戰慄を發し次で攝氏の三十八度以上四十一度に達する發熱をなし全身灼熱し大渴を覺え脈搏頻數にして微弱

となり、心思不安、不眠症、頭痛、顴部紅潮を起し、其他生殖器内に灼熱を感じることもあり。且つ大概は下腹の一部に疼痛を發し、此疼痛は常に持續して止まず、刺すが如く灼くが如く、些細の運動及び外觸に由りても其痛み益々増加するを以て、容易に後陣痛の疼痛と區別し得べし。第三百二十八條を見よ。而して産熱の疼痛は腹膜炎より來る者にして、即ち子宮を包む處又は扁韌帶と卵巢との近傍なる腹膜の焮衝なり。然れども此病勢の増進する場合に於ては、腹膜炎の全腹膜に波及することあり。是其刺すが如き疼痛が全腹部に蔓延し、腹部膨滿し、且つ熱度の増加するを以て知るべし。又一二時間の後に及んで腹膜炎の爲め、腹腔内に水液若くは膿汁を生ずること屢々あり。然る時は腹部は益々膨

大して患婦は愈々疲勞し、便秘又は噁氣を起し、或は菜綠色の液體を嘔吐し、顔面は枯瘦し、乳房は凋み、惡露は多量となりて、惡臭を放ち、且つ皮膚は乾燥し、又は粘着して汗疹を發す。但し此の如き患者は概ね二三日にして死するを常とす。此他生殖器に來る變化は軟部産道に潰瘍を作り、外陰部腫脹潮紅することあり。又或時は下腹の疼痛少なきに拘はらず、熱度は劇しく發する事あり。又頗る稀には熱度至て低きも、數回反復して惡寒戰慄を發し、膿瘍、鼠蹊腺腫、黃疸、咳嗽、胸痛等の如き種々の症候を起すことあり。而して此の如き諸症は只だ産熱の變化したるものなり。産熱は醫師に治療を受くること早ければ、早き程愈々速かに疾病は治癒し得べきものなり。故に産婆は常に産婦の體溫と脈

搏とに注意し若し其體温が攝氏の三十八度を越えたる時或は悪寒戰慄を發したる時或は脈搏が百以上にて持續する時或は外陰部に潰瘍又は腫脹を發見したる時は産婆は必ず醫師に其處置を依託すべし之に反して産婆自ら診斷を下さんとし或は他の疾病なりと稱し強て尊婦又は家族を油斷せしむる如き事あれば既に治療の時機を失ひ救ふ可からざる危険に陥らしむるものと知るべし

第三百二十六條

産尊熱は甚だ恐るべき疾病にして其豫後不良なるもの多く殊に分娩後發熱すること早ければ早きほど愈々危険なる疾病なり

豫後

産尊熱の經
過を不良と
爲すもの

産尊熱の原因となる傳染素は極めて些細の創面より克く體中に進入するものなれば況て困難にして永く持續したる分娩に大手術を施し爲めに大いなる損傷を生じ且つ出血ありしものに於ては更に一層危きものなり加ふるに營養不足不潔其外後産の殘留惡臭ある惡露にて創面の腐敗したる時は産尊婦の經過益々不良なるものなり

第三百二十七條

産尊熱は實に産婆の正確なる取扱に由りて確實に是を防ぎ得らるゝものなれども當今世間の産婆中には前に述べたる如き豫防法を實際に行ふもの甚だ少なきが如し従て今まで健康なりし若き産婦が不幸にも忽然として産尊熱を發するもの多く甚

産尊熱の豫
防法

だしきは爲に死に至るもの亦少なからず當今清潔消毒法を勵行する産科病院に於ては産熱の爲め死亡するもの殆んど是無きに反し一般世間に於ては其死亡數年々甚だ多きは全く産婆が消毒清潔法の規則を種々の事情の爲めに遵守すること能はざるに因るなり

産婆は分娩に臨み之に對するに必ず熱心と誠意とを以てす可きは勿論産婦が發熱せざる様又は病氣に罹らざる様全力を竭して豫防せざる可からず又産婆は分娩時に於ては本書に示す所の規定或は法則に反するが如き事は如何程些細なる誤たりとも決して之を爲さぬ様十分注意すべし若し斯の如く細心に注意する

産熱に就きて注意すべ

にも拘らず偶々不幸なる場合に際會することありとも其時立會へる産科醫は産婆が自己の職責を忽にせざりしことを認め産婆に對して必ず好感情を抱くべし
産婆は不潔なる衣服を着けて産婦に接近し消毒せざる手を以て内診するが如き悪習は須く之を一洗し嚴重なる消毒清潔法を遵守す可し

産熱に就て産婆の注意す可きこと左の如し
〔一〕分娩時及び分娩後に於て異常即ち病的經過を取る時は産婆は産婦をして成る可く速かに産科醫の診察を受けしむ可き義務を有す若し家族の者が醫師の立會を拒む時は産婆は其危険なる旨を能く諭す可し

〔二〕産婆は産後九日間産褥婦を見舞ふ毎に必ず検温器を以て体温を測り脈搏を検す可し

右の体温及び脈数は朝夕測定して且つ月日をも体温表或は手帳に明記し置く可し

此の体温表或は手帳は産褥婦を見舞ふ時には必ず携帯して立會の醫師に示す可し

〔三〕若し産褥婦の体温が三十八度五分以上に昇りし時或は三十八度前後にて三日間持續したる時は速かに産科醫の診察を受く可し

〔四〕萬一産褥婦が醫師の來着以前に死亡したる時は産婆は其死亡せる時の状態を明細に醫師に報告す可し

〔五〕産婆は若し己の取扱ひたる産婦が産褥熱に罹りたる時は最早自ら其産婦を見舞ふ事を中止し他の産婆に後の看護を一任す可し

産婆は産褥熱に罹りたる婦人を最後に見舞ひたる日より少なくとも五日間は他の産婦を取扱ふべからず而して産婆は自分の全身及び肌着を十分に洗ひ其衣服を清潔になし前膊手爪等は日二回づゝ温湯及び石鹼にて洗ひたる上更に二千倍の昇汞水にて清潔に洗ふ可し但し一回用ひたる刷毛は用後十五分間良く煮沸す可し

總て患者に用ひし器械殊に硝子製子宮嘴管及び「カテーテル」の如きは少なくとも十五分時間湯にて煮る可し又「イルリガートル」の

「ゴム」管は半時間冷き二千倍の昇汞水に入れ置き以て之が消毒をなす可し

六)産婆は右の一の場合に於ても已に以前分娩せしめたる他の孕婦を尋るは妨げ無し然れども内診は嚴禁するのみならず孕婦に觸接し或は診察することも亦禁ず可きなり

以前の産熱患者が尙ほ病床に在らば(五)に述べたる規定の期間を経たる後其孕婦を再び見舞ふも差支なしとす

産婆若し他の産婦を取扱ひ始めたる時より三十日以内に産熱を發したる者ある時は少なくとも二週間其業を休止すべし而して此二週間で産婆は(五)に述べたる如く自己の身體衣服器械等の消毒清潔法を怠なく取行ふべし

第二 疼痛甚しき後陣痛

第三百二十八條

其だしき後陣痛の徴候

疼痛甚しき後陣痛は殊に數々分娩したる孕婦に發するものにして子宮持續性に收縮することなく其腔内へ血液を瀦溜し疼痛甚しき陣痛に由りて再び之を排泄す此の如く血液の排泄止むまで三四日間は反復するものなり而して此疼痛甚しき後陣痛は産熱の疼痛とは異り間歇性の痛みにして運動或は觸接に由りて疼痛を増すものとす而して熱氣なく危険の虞れもなければれども唯之が爲めに孕婦は多少疲勞を來し安靜を保ち難く甚だ煩はしきに堪へざるものなり斯る症には産婆は先づ子宮を數々軟に摩擦して強き陣痛を發起せしむる様に試むべし而し

處置

て腹部に濕温罨法を施し又は温暖なる飲料を與へ又は緩和の
洗腸を行ふ等に由りて疼痛和くものなり若し體温昇る時は
産科醫を招くべし而して此の如き症は初産婦に於ては
子宮痙衝の初兆候となるものなれば醫を招くこと最
も必要なり

第三 汗疹

第三百二十九條

汗疹は紅色の小さき水泡にして痒みある發疹なり其生ずる所は
主に頸圍背部胸部にして尊婦が餘り身體を暖かになし且つ熱
き茶等を多量に飲みたる時に生ずるものとす而して此汗疹は
少しも害なく且つ適當なる攝生にて直ちに乾燥す乃ち其處置

尊婦の汗疹

處置

は室温を低くなし大便の通利を良くして飲料には唯冷水のみ
を與へ身體を甚だしく暖めざる様に蔽ひ且つ日々注意して肌
着を交換す可し然れども若し汗疹に熱を併發したる時は必
ず醫師を招く可し

第四 悪露の不順

第三百三十條

悪露の不順とは即ち第一其多量なるもの第二其久しきに渉るも
の及び第三其悪臭ありて刺戟するものを云ふ

悪露若し血液様にして且つ多量なる時は産婆は尊婦を安靜に平

臥せしめ産科醫を招く可し

悪露の一旦粘液性となりたるものが再び血液を混じたる時は前

多量なる悪露

久しきに渉る悪露

惡臭ある惡露

條と同一の處置をなし已に蓐を離れたるものも再び臥床に就かして二三日は安臥せしむ可し
惡臭ありて刺戟す可き惡露を出すは血液又は卵膜或は胎盤の一片子宮内に残りて腐敗したるか又は分娩の際生じたる陰部の損傷が潰瘍となりたるものに發す此の如きものは能く煮沸したる水にて數々陰部を洗滌す其外數々敷物を交換し且つ室内に新鮮の空氣を通はす可し又惡露の惡臭甚だしくして熱を發したる時は宜しく醫師を招く可し

第五 陰唇の腫起

第三百三十一條

腫起の陰唇

陰唇は分娩の際に牽引せられ損傷して産蓐時に至り腫脹するこ

と少からず即ち陰唇腫れ上りて光澤ある蒼紅色となるなり此腫脹には消毒「ガーゼ」を以て冷罨法を行ふ可し此時産婆陰唇に於て潰瘍を發見するか或は蓐婦發熱せば又宜しく醫師を招くべし

第六 利尿の困難及び便通の困難

第三百三十二條

蓐婦の利尿困難

利尿困難は蓐婦の最も屢々患ふる所なり即ち利尿の時若くは利尿後に於て痛みを發すること或は小便の全く通利せざること或は不隨意に小便の通ずること等なり
利尿の際に痛みを發するは尿道口邊の粘膜に損傷あるに由るもの最も多きゆる産婆は善く陰部を檢査して其原因を探り若

しこれあらば利尿したる後は必ず殺菌したる冷水にて陰部を
 徐かに洗ふ可し
 尿閉症は通例尿道の腫起によりて發す此腫脹は分娩の際尿道の
 永く且つ強く耻骨に壓せられたるに由るものにして大概は此
 時尿道口邊の粘膜の損傷を兼るものなり此腫脹の爲め孕婦或
 は全く小便を通利せず或は唯數滴を通利するありて膀胱部非
 常に緊張し之に觸れば忽ち尿意を催すに至る此の如き時は産
 婆は前以て煮沸し且つ清潔になし置きたる「カテーテル」を暖め
 之を以て朝夕一回づゝ尿を取る可し但し是は孕婦が自ら利尿
 し得るまで行ふ可しさて此の如き時に於て「カテーテル」を挿入
 するは甚だ困難の事なれば其疼痛を増さざるやう注意して巧

みに之を用ふ可し

小便の不随意に流出するものは其下敷の非常に濕ひて尿臭あ

るを以て知るなり此の如き孕婦は小便の流出を止むること能
 はざるのみならず時としては其流出を感じざることあり其原
 因は或は膀胱括約筋麻痺し其力弱くなるに由り或は膀胱腔瘻
 に由るものとす膀胱腔瘻とは膀胱の損傷に由りて膀胱と腔と
 の間に異常の孔を生じたるを云ふ蓋し括約筋の弱くなりたる
 ものは通例分娩後二十四時間以内にして常に復するものと知
 るべしさて又不随意の利尿も日久しくして治せざるものは必
 ず醫師の診察を受けしむべし

便秘は産後一兩日間は屢在ることなれども害なきものなり腸痛

大便失禁

は浣腸に由り容易に輕快に至ることを得べし又肛門の腫脹して疼痛ある靜脈瘤即ち痔核を發せば浣腸と濕褌法とを施す可し之れに由り治するものとす又不隨意に大便を洩すものは損傷の爲め肛門括約筋の斷裂するに由る此の如き症には醫師の會陰縫合術を要するものなり又寡婦の下痢は同時に他の疾病なくして特發すること稀なり此際も亦醫師の診察を受くべきものとす

第七 乳頭の糜爛及び焮衝
乳腺の焮衝及び化膿

第三百三十三條

乳頭の糜爛

乳頭の皮膚頗る薄くして弱く産後日ならずして既に授乳の爲め

に剝脱又は輝裂を生じ或は始めに水泡を作り後に破れて糜爛を生ずるものあり然る時は乳頭部は紅色を呈して灼くが如き痛みを發し其糜爛面より出血するのみならず又其創面より有毒黴菌の竄入するに由り乳頭に焮衝を起し終には後に述ぶる乳腺炎の原因をなすものなり

原因

乳頭糜爛の原因は(一)乳頭の皮膚薄弱なるもの(二)乳頭を濕潤不潔にするもの(三)授乳不規則なるもの等なり

乳頭焮衝の豫防法

乳頭の焮衝を豫防する爲め分娩前數週より勤めて其部分を清潔にし燒酎又はアルコールに浸したる布片にて蔽ひ皮膚を強壯ならしむべし若し小兒分娩し且つ其處置總て終りたる時は第七十八條及び第七十九條に述べたる手の消毒法と同一なる規

則に從て乳房の消毒清潔法を行ふ可し但し此際は刷毛の代りに脱脂綿を用ゆべし而して消毒法を終りたる乳房は尙ほ一回に附着せる石炭酸水を除く爲めに煮沸したる水にて洗滌し乾きたる清潔なる布片を以て蔽ふべし授乳の前後には煮沸水又は硼酸水にて乳頭を清潔になし且つ清潔なる布片を以て拭ひ乾かすべし又蓐婦は決して乳頭に指を觸るべからず又小兒に授乳するには必ず一定の時間を定めそれに慣れしめ決して漫りに授乳すべからずされど乳頭の焮衝を防ぐに最も良き方法は授乳の始め一週間乳頭帽を用ゆるにあり

若し乳頭に糜爛を生じ灼くが如き痛みを發する事あらば先づ第一に醫師の治療を乞はしむべし何となれば此症を早く治癒せ

乳頭焮衝の處置

しめざれば恐る可き乳腺の焮衝及び化膿を防ぐ事能はざればなり而して醫師の來る迄の間は授乳後乳頭を清潔にし「グリスリン」を塗布すべし然れども次の授乳前再び之を拭ひ去る事を忘る可からず又此の如き場合に從來慣用するが如く木綿布を氷水に浸して其部に載せ置くは宜しからず何となれば始めは快く感ずるものなれども直に暖まりて乾燥し固着するが故に之を剥がす爲めに却て其傷を大ならしむるものなればなり若し乳頭既に化膿して出血するに至らば勿論醫師の治療を要するものなれども取敢へず乳頭帽を以て之を蔽ひ其疼痛を減ぜしめ豫て授乳の際よく乳頭を保護するの用に供ふべし然れども乳頭の傷治癒するまでは小兒に授乳せざるを最も良しとす

かゝる必要あるが故に都市に隔りたる地方の産婆は常に新し
き乳頭帽を貯へ置き隨時其用に供ふ可し

第三百三十四條

乳流

又時としては乳汁の絶えず流出して止まざる事あり之を乳流と
いふ即ち乳管口の弛緩して閉鎖せざるに因るものなり而して
此症は衣服を濕潤ならしむるが爲め甚だ煩しきのみならず其
婦人は衰弱を來すものなれば醫師の診察を受けしむべし

過多の分泌

乳汁の分泌過度に多量なるものは稀に見る事ありかゝる場合
には流動性の食物を減じ大便の通利を促せば稍輕快に至るも
のなり又反對に乳汁の分泌過度に少きものも往々見る處な
り外見上乳腺の發育良きものにてても尙ほ此事あるを免れず此

過少の分泌

場合には流動性の食物を與へ乳腺を適宜に温包すれば分泌の
量を増加することあり尤も乳汁の分泌を増加せしむる薬剤と
稱するものあれど是等は大抵無効のものなり

第三百三十五條

乳腺痙攣
(乳腺炎)

乳腺の痙攣は通例初めには悪寒戰慄あり次いで乳房中に硬結を
生じ其表面の皮膚は紅色となり之に觸るれば疼痛あり且つ發
熱を伴ふ而して此硬化は次第に増大し疼痛も益々増加し終に
は化膿して柔軟となり波動を呈し皮膚は紫紅色に變じ其最も
突出せる部分遂に破れて多量の膿を流出す然る時は患婦は一
時輕快を覺ゆるものなれども此の如き變化は決して一腺に止
まらず漸次隣接せる數腺に及ぶを常とす而して其都度發熱疼

痛ありて食欲減退し患婦は漸々衰弱を増すものとす
乳腺の焮衝と化膿との主なる原因は乳頭の損傷にして直ちに治
療を施さず且つ不潔にするに起因するものなり就中不潔の指
を以て其損傷部に觸るゝ時は殊に然りとす又乳房中に
乳汁甚だしく充滿する爲めに起す事あり之を鬱積乳腺炎と云
ふ其外乳房の壓迫衝突等は大に焮衝を増悪せしむるものと知
るべし

第三百三十六條
産婆は乳腺炎を豫防する爲め右に述べたる如き原因を避くる様
豫め蓐婦に戒め置くべし即ち乳汁の充滿せるものは搾りて之
を捨て下垂せる乳房は布片を以て柔かに釣り上げ或は適當な

る肌着にて之を支ふ可し若し又乳頭に糜爛又は焮衝を發する
時は直ちに醫師を迎へて其治療を乞ひ乳腺内に化膿菌の侵入
するを防ぎ以て乳腺炎を豫防すべし然れども既に焮衝を發し
疼痛甚だしくして且つ乳房硬くなりたる時は醫師に就きて治
療を乞ふべし但し夫れまでの間は木綿布にて冷罨法を施し或
は氷嚢を其上に置いて病勢の増進を防ぐべし但し乳房の焮衝
劇しき時若くは化膿したる時は勿論醫師に委ぬべきものなり

第三章 婦人の疾病

第一 粘液状又は膿状の帯下〔白帯下〕

及び淋疾

第三百三十七條

婦人の白帯
原因

陰部よりして粘液又は膿汁の流出するは婦人病中最も多き疾病にして之を白帯下と云ふ其原因は腔又は子宮の粘膜に焮衝あるが故にして恰も鼻風を引きたる時鼻粘膜の焮衝に由りて鼻汁を出すが如し
若し白帯下甚だ多量にして久しく持續し殊に黄綠色を帯びたる膿の如く且つ其帯下が陰部の周囲を刺戟して所々に輝裂又は潰瘍を生じ或は粟粒の如く見ゆる尖頭疣贅を發生し而して肌

下淋毒性白帯

着に附きて硬ばりたる斑を残し腔口は腫れて赤色となり腔壁は粗糙にして顆粒状に觸れ又尿道口にも腫脹を來して尿道内に膿汁を蓄ふるときは即ち淋疾なり此疾病は交接に由りて傳染して發病するものにして顕微鏡に由りて見ることを得る淋菌と稱する最も小なる生活體が男子より女子の生殖器に移行して發病するものなり又此膿汁は最も激烈なる傳染性を有するものなれば若し初生兒の眼或は添寝せるもの、粘液膜に附着する時は忽ち傳染す又産褥中に於ては屢々發熱し或時は甚だしき高熱を發し且つ重症となり経過の甚だ長き下腹臓器の疾病を残すものなり産婆は若し此の如き疾病なる事を推察したる時は其病名を云ふ事なくして時を移さ

す必ず速かに醫師の治療を受く可き様之に諭す可し又産婆は自身或は他の婦人に傳染せしめざる様充分注意すべく即ち淋毒性膿の附着したる指を以て他人の粘膜に決して觸る可からず而して其指は毎回必ず克く洗滌し且つ消毒法を行ふ可し此の如き患婦に用ひたる浣腸器の嘴管腔用嘴管「カテーテル」及び其他の器物は病毒を傳染せしむるの危険あるが故に之れを十五分時間水を以て煮沸第三百三十九條を見よせざる前には決して他人に用ゆ可からず

第二 徵毒

第三百三十八條

徵毒は甚だ恐る可き重症にして無慙に身體を破滅し且つ非常に

傳染し易きものなり其最初の症状は通常先づ陰部に顯はる是此疾病は常に交接に由りて傳染するものなればなり然れども亦身體の他の部分にても若し小損傷あれば其部に發す例之は口唇指肛門等に發することあり今其經過を述べれば傳染後其病毒に觸れたる部に紅色にして硬き小結節を生じ其結節上に小水泡を發生す此水泡は日ならずして破れて小圓形の潰瘍に變じ疼痛殆どなく僅かに漿液様のものを分泌す此の如き潰瘍を名けて硬性下疳といふ此時鼠蹊腺は少しく腫脹するものなり而して此病は體中に潜伏して早晚全身の徵毒となる即ち顔面及び其外の體部に圓形の斑を生じ其色初めは薔薇花紅色をなし後には茶褐色となり或は大陰唇小陰唇肛門會陰股間等に

微毒に於ける小児の害

扁平にして滑澤と濕潤とを帯びたる疣贅を生じ又は口蓋鼻中に潰瘍を發し其潰瘍漸々其部を侵蝕して音聲嘶嘎し言語は變じて鼻音となり呼吸に臭氣を放ち終には骨腫脹して劇しき疼痛を起し且つ全身の慢性病となるなり
兩親に微毒あれば其小兒は多くは分娩前母の體內にて死するか或は幸に生存して分娩するも大概は直に先天性微毒の諸症候を發し死するものなり

第三百三十九條

産婆若し未だ妊娠せざる婦人又は妊婦産婦蓐婦に下疳又は疣贅或は他の微毒症狀あるを發見するも萬一其誤診なるやも料られざるゆゑ決して之を患婦に告げずして醫師に診察を受

微毒患者に於ける注意

く可き様親族のものに諭す可し又此の如き患婦に用ひたる洗腸器の嘴管腔用嘴管カテーテル其他の器物は他人に傳染せしむる媒介となるの恐れあれば必ず嚴密に消毒したる後に非ざれば再び之を用ふべからず即ち其消毒の方法は器物を水にて三十分時間煮沸し且つ二千倍の昇汞水にて清潔に洗ふ可し

第三百四十條

産婆の微毒ある患者を診察する際其指又は其手より婦人の身體中に在る病毒を自己に傳染したることは屢々見る所なり然れども産婆の指又は手に少しも創傷無く且つ診察したる後は毎回直に先づ温湯及び石鹼にて洗滌し後ち二千倍の昇汞水にて良く洗滌し清潔なる手拭にて拭けば傳染するの憂ひあること

微毒患者を診察する際の注意

なし最も確實に其傳染を豫防し得べきものは護謨製の手袋を用ゆるにあり故に産婆若し其指又は手に小くとも創傷ある時は假令其創傷は針にて刺し、創皮膚の裂傷抓傷火傷等の些細なるものなりとも各種の傳染毒を容易に吸ひ込むものなれば決して診察すべからず何となれば其創傷部に油を塗るも洗滌するも「ユルロジューム」液體にして塗りたる後は燥きて薄き膜となる薬なりを塗るも又は英吉利絆創膏を貼るも之を保護すること能はざればなり

小さな創傷の有無は其指手を酢或は「アルコール」へ浸し灼くが如き疼痛あるや否やに由り知るを最良き法とす萬一産婆其指を用ひたる後指に紅色を呈したる時は痛みなくとも直に之を

醫師に問ふべし而して醫師若し此を微毒の傳染と診断したる時は其全治するまでは産婆の業をなす可からず又全癒したる後其病症些少なりとも再發したる時は再び休業して治療を受く可し

第三 子宮癌腫

第三百四十一條

子宮癌腫の徴候

子宮癌腫は最も恐る可き病にして多くは四十歳より五十歳の間に發病すれども時としては更に遅き事もあり殊に月經閉止後に於て發生す其初めの間は全く痛み無きものなり又此病に罹りたるものは通常最初は極めて劇しき月經を來し後には不正の出血となり殊に交接後に於て然りとす其上甚だしき腰痛を

發して腹部の兩側及び上腿へ波及し已に手術すること能はざるに至るもの多し又子宮頸部は肥厚して凹凸不平且つ著しく硬くなり其唇も亦硬くなりて開張す而して病漸々経過するに及び子宮口唇に潰瘍を生じて惡臭ある腐敗膿を分泌し漸々頸管を侵蝕し加之ならず次第に腔穹窿直腸膀胱等へ蔓延して終に怖るべき破壊をなす此の如き患者は病幕にありて益々衰弱し日夜比類なき痛みに苦しめられ終に死去するものなり
 婦人若し不時に子宮出血を起し子宮癌腫の疑あらば産婆は決して自から診察を下さんと試むることなく最も速に醫師の治療を受くる様に諭す可し而して**子宮癌腫は治療を施すこと愈々早ければ益々良き経過を得るのみならず**

稀には全快することもあるものなれば治療の時機を失はざる様心懸くべし

産婆子宮癌腫ある患者に接するは甚だしき危険あるものなれば決して内診す可らず何となれば子宮より分泌する膿汁及び腐敗物は産婆の媒介によりて他の産婦又は蓐婦に傳染し致死の疾病を誘起するものなればなり

第四 乳癌

婦人乳癌に罹りたる時は多くは乳房の一侧或は兩側に結節又は硬結を生じて漸々増大し乳頭は之が爲めに通例内方に引入らる而して後には破れて膿汁及び腐敗物を分泌する潰瘍となる此の如き場合に至れば忽ち腋下腺腫脹するものなり

乳癌は其の最初の徴候たる結節を生じたる時に於て醫治を加へざれば爲に必ず死を致す可き病なり
産婆は斯かる恐る可き病の名を患者に知らしめずして成るべく速かに醫師の診察を受くる様論す可し
乳癌の潰瘍状となりたるものより分泌する膿汁及び腐敗物は癌腫に關係無き多數の傳染性微菌を含有して他の産婦又は初生兒に甚だしく感染し易きものなれば決して之に觸れざる様注意すべし

第五 子宮及び腔の息肉腫

第三百四十二條

他に疾病無き健全の婦人にてても時として子宮内又は腔内に贅肉

を生ずることあり是を名けて息肉腫と云ふ此息肉腫は常に強き出血を來して患婦大に衰弱するのみならず遂に死に至ることあり子宮の息肉腫は大概子宮口に於て之に觸れて始めて知るなり其狀平滑なる圓き腫瘍にして開きたる子宮口に突出す此の如き病は手術によりて痛みなく速に除去し得るものなれば直に醫師の許へ送るべし

第六 子宮及び腔の脱出

第三百四十三條

子宮脱出とは子宮靱帶腔壁其他子宮を固定したるもの弛緩して子宮の下垂するものを云ふ而して子宮外口猶腔内にあるを不全子宮脱出と云ひ腔壁翻轉して股間に下垂したるを完全子宮

腔脫出

脫出と云ふ今脫出の輕重を正しく診斷せんには朝早く之を診
 す可からず宜しく患婦の數時間歩行せし後之を行ふ可し然る
 時は不全脫出なれば子宮外口の腔口にあることを兩陰唇間に
 於て見るなり又完全子宮脫出なれば腫脹せる腫瘍の腔口より
 下垂して其下端に子宮外口を見るなりさて此脫出に由りて起
 る困難症は下方へ壓下するが如き不快の感覺にして臥すれば
 止むも長く立ち又は歩行する時は甚しく之を増加す其外大小
 便通利の困難或は胃痛消化不良及び全身疲勞をも發す又子宮
 よりは粘液或は水様液流出し之が爲めに子宮口唇及び翻轉し
 たる腔壁共に損傷せられて苦惱愈々増すものなり
 腔脫出とは弛緩せる腔壁の下垂せるものにして其形は淡紅色に

脫出の原因

て軟かなる半球狀の腫瘍をなし陰唇の間に顯はる而して腔の
 前壁脫出すること多くして後壁の脫出は稀なるものなり然
 れども前後兩壁共に脫出することも往々無きにあらず
 此の如き病の原因は陰門の廣く且つ弛緩したるもの深き會陰破
 裂あるもの産尊を離るゝこと早きに失するもの重き物を提舉
 し又は負擔すること屈みたる體位を長く持續すること大便通
 利の時強く努責すること高き處より墜落すること不注意に跳
 起すること劇しく咳嗽すること等是なり
 其治療法は醫師に非ざれば施すこと能はず

第四章 初生兒の疾病

第一 假死

第三百四十四條

初生兒が生活の諸徴候なくして分娩すること亦稀ならず即ち手足を動かすことなく呼吸も無く只僅かに心動を認むるのみにて其状態殆ど死せるものゝ如くなるも此假死の状態より再び十分の生命を得るに至ることあり。されば此の如き初生兒を全く死せるものと誤認し別に手当を爲さずして之を放置するは又甚だしき失錯なり宜しく百方復活法を用ひて氣ながく其蘇生を促すべし胎兒の眞に死せし徴候は恰も水中にありし死體の如く唯其既に腐敗せるによりて知るなり即ち其腐敗の徴候

死初生兒の假

眞死の徴候

は臍帶の茶褐色なる變色と水腫状とを顯し腹部は膨脹して變色し上皮は之に觸るれば容易に剝脱し口腔鼻腔よりは血様の液汁を流出し頭蓋骨は甚だ移動し易く頭蓋の皮膚囊状に垂るる等なり〔第二百四十九條を見よ〕

第三百四十五條

初生兒の假死は分娩の時に受る障害に起因するを最多しとす殊に危険なるは分娩の際に於て胎兒が其附屬物と共に受くる壓迫にして例へば胎盤或は臍帶が斷えず強き壓迫を受くる時は母體と胎兒との間にある血液の循環妨げられて胎兒は母體の血液より攝取する酸素の量減少する爲め甚だ速に危険に陥るなり此時胎兒は空氣を吸はんとする運動をなすも其氣管に入

假死の原因

るものは唯其身を圍繞する液体即ち羊水粘液血液及び流動せる胎尿等なるを以て終に窒息するものとす故に假死して分娩したる小児の呼吸を始むる時には必ず劇しき水泡音胸の内にブツ／＼云ふ音を發すを聽くなり

第三百四十六條

頭部に甚だしき壓迫を受けて假死せし初生兒は其顔面浮腫様にして青紅色を呈し頭蓋長く且つ斜に壓迫せられて頭蓋骨甚しく相重り加ふるに大なる産瘤を生じ時としては一二の頭蓋骨折傷又は屈曲し爲めに血管破れて頭蓋腔内に血液流出するこ

第三百四十七條

頭部に壓迫せる初生兒の徴候

胎兒が壓迫を受くる原因

胎兒の甚しく壓迫せらるゝ原因は即ち子宮の收縮甚だ強く且つ永くして續々相發すること例之ば過劇陣痛又は痙攣性陣痛の如き時卵膜破れて後久しく分娩せざる時殊に骨盤の狹窄なる時陣痛の微弱なる時臍帶の脱出纏繞若しくは結節をなしたる等の時其壓迫又は牽引せらるゝことに由り非常に大なる胎兒困難なる鉗子手術等なり

第三百四十八條

軽度の假死は甚だ速かに高度に陥るものなり且前條に述べたる原因が久しく作用したる時のみならず母體の甚しき出血若くは疾病の爲に胎兒に輸送せらるべき血液の量減ずるか若くは其性質不良となりたる時胎盤の早く剥るゝか或は臍帶の斷裂

其他の原因

したるが爲め胎兒其血液の一部分を失ひたる時も亦假死を來すものなり

第三百四十九條

前記の如き母體の衰弱及び虚脱に由りて假死したる初生兒は蒼白色を呈し頭及び諸關節は弛緩して垂れ下り口と肛門とは開き臍帶は凋みて血液を含まず

第三百五十條

初生兒の假死は危険なるものにして終に眞死に陥る場合少からざれば産婆は必ず醫師を招くことを忘る可からず最も安全なるは分娩中胎兒の生命に危険なる徴候を見出したる時直ちに醫師を招くにあり而して醫師の來る迄の間産婆は次の如き手

母體の衰弱
假死の徴候
初生兒の

處置

當をなして蘇生せしむることに盡力すべし

假死したる初生兒の手當は先づ其原因を除くべし殊に呼吸の妨害となるものを除くを必要とす故に産婆は初生兒の鼻口に新鮮なる空氣の十分入る可き様に注意すべし例之ば卵膜破れずして分娩したるものあらば速に之を開き小指を深く初生兒の口内に入れて舌の上と咽頭にある粘液及び血液を取り除く可し或は氣管カテーテルを用ひて咽喉にある異物を吸ひ出すべし其外臍帶の固く纏繞せるものあらば直に之を解き斷裂せしものあらば之を結紮すべし

第三百五十一條

前に述べたる如く已に呼吸の妨害となるものを除きたる後は是

に次で初生兒に正しき呼吸を爲さしむる様に處置すべし
即ち輕度の假死に於ては産婆先づ臍帶を結紮して後小兒を布
片にて包み而して小兒の背部を毛布にて摩擦し然る後其小兒
を列氏二十八度攝氏三十五度の溫浴に入れ更に溫かき布片に
て拭ひ乾し且つ身體を摩擦するなり此の如く爲すも其效無き
時は産婆は手に冷水を掬ひ之を小兒の背部及び心窩へ數回注
ぎ又は冷水を充したる水筒を以て強く同部に灌注すべし但し
此際一人の看護婦をして小兒を浴器より擧げ冷水を灌注し畢
る毎に再び之を溫浴中に入れしむべし又初生兒の足を掴み倒
まに吊し軽く背部を叩きて呼吸を回復せしむることあり
以上の刺戟によりて正しく呼吸を初めざる時は更に人工呼吸を

行ふ可し

此法を行ふには産婆先づ假死せる小兒を溫浴より取り出して其
背の方を兩手の上に置く可し即ち一手を頸部の下他手を臀部
の下に入れて之を支へ且つ頭を適宜に下の方へ垂れしめ然る
後更に胸を屈げ又は伸して腹と胸とを或は押し付けて空氣を
吐き出さしめ或は引き伸して空氣を肺中に入れしむべし而して
後小兒を再び溫浴中に入るゝをよしとす或は次の一法を用ゆ
るもよしとす即ち産婆は先づ假死せる小兒を溫浴中に於て水
平の位置に保つに一手は頸部他手は臀部を以てす可し尙ほ且
つ兒體は浴中に沈めて唯其顔面のみを出し置く可し次で産婆
は小兒を浴中に於て水平に頭の方と足の方と彼方此方徐に移

動すべし此の如く今足の方へ移動せば上肢は胸廓より離れて
上昇し恰も吸氣の時の如く多少の空気を吸入す又頭の方へ移
動せば上肢は容易に胸廓へ近接し其胸部を左右より壓迫して
呼氣せしむ斯く爲せば小兒は斷えず浴湯中に在るを得るなり
第三法は「シユルツエ氏震搖法(蘇生法)」にして(第百七十一圖及第百
七十二圖を見よ)其法先づ假死せる小兒の兩肩胛部を上方より
把握す可し即ち拇指を以て小兒の鎖骨を越え胸廓に當て示指
を以て後方より上膊を保ち他の三指を以て背部に當て、固持
すべし
次で小兒を第百七十二圖に示すが如く上方へ上ぐ即ち兒頭は下
方に骨盤及び下肢は胸廓の前に垂れ來る様爲す可し然る時は

胸廓は壓縮せられて空気を呼出す
今小兒を下方へ下ぐれば(第百七十一圖を見よ)胸廓再び開きて空
気を吸入す

第百七十一圖



「シユルツエ氏の
人工呼吸法に
して吸氣を營
ましむる所を
示す

第百七十二圖



「シユルツェ氏の
人工呼吸法に
して呼吸を營
ましむる所を
示す

故に小兒を下方に下げたる際に吸氣を爲し上方へ上げたる際呼
氣を營むものと知る可し但し六回乃至八回此蘇生法を行ひた
る後ち小兒を再び一分時間温浴中に入る可し

總て蘇生法は安靜に且つ適當の間歇時を以て常に同調に怠りな
く行ふべし而して此法は長時間永續するの必要あることあり
僅かに二三回試みて直ちに無効なりと斷定するが如きことあ
るべからず一時間以上繰返して成功したる例もあることなれ
ば少くとも三十分間は忍耐して行ふ可し又一法より他法に移
る場合にも數回同一の方法を繰返して効果無き時始めて他法
に移る可し其他蘇生法に依りて初生兒が數回微かなる呼吸を
營みたりとて決して満足すべからず時としては再び呼吸の休
止することあるものなれば十分に呼吸を回復する迄熱心に其
處置を繼續すべし

第三百五十二條

假死したる小兒を一二分時間宛徐に温浴中に置いて其様子に注意すべし而して其浴湯の温度は成るべく平等に列氏の二十八度〔攝氏の三十五度〕に保たしめ既に小兒若し短く且つ頻數なる呼吸を始めたらんには産婆は宜しく其呼吸の度に從ひ蘇生法を軽くして小兒が呼吸の十分に出來且つ泣聲を發するまで之を行ふ可し。かくて小兒を浴中より取り出し乾きて暖かなる毛布の中に包み之に衣服を着す可し

第三百五十三條

假死せる小兒の蘇生したる徴候は次の如し即ち心臟の搏動明になりて其數を増し青紅色若くは蒼白色たりし皮膚は再び生氣を顯し紅色を帯びて暖かになり口及び肛門は閉鎖し頭は最

早垂れ下ること無く已にして諸關節を動かさし始め口角閃々と動き次第に開き呼吸徐に始まりて遂に大聲に泣き始む産婆が右の如く蘇生法を反覆して行ふに當りては蒼白色たりし初生兒が最早危険無きものと思ふ迄は決して此法を止む可らず即ち全身の皮膚の色が鮮紅色となるのみならず手足の指の色も亦鮮紅色を呈し且つ肺の水泡音が消失するに至る迄繼續す可し

第三百五十四條

前條に述べたるものと相反して小兒の心臟更に弱き收縮だも發せず頭及び四肢は愈々弛緩して垂れ下り皮膚は益々蒼白となり身體愈々冷却したる時は大概死せるものと看做す可し然る

時は産婆は小兒を浴中より出し其顔面を蔽はずして毛布中に包み暖にして且つ安靜なる所に置き猶數時間之に注意す可し何となれば時としては此の如く一旦死せしと認められたるもの再び生活の徴候を顯すことあればなり若し初生兒蘇生するも其生活力猶不十分なるか若しくは他に疾病ある時は直ちに醫師の救助を求むべし

此に産婆の必ず記憶して忘る可からざることあり即ち假死せる初生兒に蘇生法を施す際産婦の容體殊に其出血等に善く注意す可きことなり故に産婆は蘇生法に着手する前産婦の子宮收縮の有様を検査し出血の懸念なきを確かめ猶其助手をして外部より子宮底を

握ましめ其再び軟かに大きくなる事無きかを監視せしむべし

第二 身體の先天性畸形

第三百五十五條

初生兒は身體に種々の畸形を以て娩出することあり通例最も多きものは即ち左の如し
兔唇(第七十三圖)上唇の破裂したるもの
口蓋破裂(狼咽)上口唇と共に硬口蓋の破裂したるもの
脊椎破裂 脊椎骨の破裂して脊髓を脱出し腰部に腫瘤を生じたるもの
頭蓋缺乏(第七十四圖) 圖の如く頭蓋の缺乏せるもの
内翻足(第七十五圖)足關節の内方に曲れるもの

内翻手第七十六圖

手の内方に彎曲

したるもの

指趾の過剩第一百七

十七圖手指又は

足趾の普通より

數多きもの

指趾の癒着第一百七

十八圖手指又は

足趾の二三互に

癒着せるもの

圖三十七百第



此圖は一側の兔唇を示す



此圖は兩側の兔唇を示す

圖四十七百第



此圖は頭蓋の欠乏せる初生兒を示す

圖五十七百第



此圖は内翻足を示す

圖七十七百第



此圖は指の過剰を示す

圖六十七百第



此圖は拇指の欠乏したる内翻手を示す

圖八十七百第



此圖は指の癒着したるものを示す

鎖肛 内部又は外部にて直腸の閉鎖せるもの
尿道口の閉鎖

陰部の畸形 男女の區別判然せざるもの

腹部内臓墜脱

母斑

頭の腫瘤

腹壁前部の缺乏

重複胎兒(第四百四十六圖、第四百四十七圖及び第四百四十八圖を見よ) 等なり

第三百五十六條

畸形兒を取
の扱ひたる時
の注意

産婆は産婦に其初生兒の畸形なることを直ちに告ぐべからず何となれば産後間もなく精神感動を受くれば産婦は之が爲め疾病を起すの原因となることあればなり故にかゝる場合に於て

頭蓋産瘤

は産婆は親戚のものと相談なし他日如何にして其母に告ぐべきやを謀り置くべし又兔唇内翻足指趾の過剩指趾の癒着腫瘤等の如き畸形は醫師の手術に依つて治療す可きものなれば是等のことも豫め諭し置くべし又陰部の甚しき畸形なるは醫師に問ひて其男女を判断すべし

第三 頭蓋産瘤、頭蓋血腫及び細長又は斜に押壓せられたる頭蓋

第三百五十七條

分娩の際に生ずる頭蓋産瘤は皮下に血漿の滲漏するに由るものにして分娩直後に存し其形多くは大にして一骨に限らるゝ事なく其上の皮膚は青紅色となり數時間又は一兩日間に於て自

然に消失するものなれば別段に其療法を要せず然れども若し
数日を経るも消失せざるか又は却つて漸々増大して波動を來
す時は醫師の診察を受けしむべし

頭蓋血腫は頭蓋の骨膜下に血液の流出するに由りて生ず其血腫
は大概小く唯一骨に止りて判然たる波動あり其邊緣には堅き
骨壘を觸るべく且つ其皮膚は産瘤の如く青紅色に變化するこ
となし分娩直後には少なれども次第に増大し終に小兒の生命
に危険を及ぼすことあり又時としては數個の血腫を發するこ
ともありさて頭蓋血腫は通例數週間の後自然に治癒するもの
なれども亦醫師の診察を要す

初生兒の頭蓋は難産の際細長く且つ斜めに壓迫せらるゝことあ

るも産婆其形狀を正す爲めこれを壓迫するは反つて害あるこ
となれば決して之を處置す可からず此の如き變形は二三日を
過ぐれば自然に舊形に復するものなり若し復せざる時は醫師
の診察を受く可し

第四 初生兒臍の疾患

第三百五十八條

臍帶の結紮不十分なる時は出血を起す事あり然る時嚴重なる消
毒を施し尙ほ一回結紮を行ふべし其他梅毒血友病敗血病等の
爲め臍帶脱落の前後に徐々に間斷なく出血する事あり此出血
は甚だ恐るべきものなれば取敢へず消毒せる綿紗等にて臍部
を壓迫し置き醫師を迎ふべし

臍帶脱落後其痕乾燥せずして糜爛を残すことあり然る時は直ちに治療を加へざれば次に述べるが如き諸症を起し甚だ危険なれば先づ百倍の「リゾール」水にて清潔に拭ひ其上に醫師の處方に依る撒布薬を散布し「ガーゼ」又は脱脂綿を置き臍縋帯にて固定すべし

前記の如く臍の糜爛して癒えざるものを粗漏に取扱ひ又は不潔のものを觸るゝ時は其些細なる創面より有害微菌の侵入するによりて焮衝を發し臍輪は紅色に腫脹し疼痛發熱等あり小兒は甚だしき危険に陥り死の轉歸をとるもの少からず故に産婆は小兒の臍部を取扱ふには必ず其手指を嚴重に消毒し且つ常に尊婦の清潔法に先ちて之が縋帯を施すべし

血管炎も焮衝の一種にして臍の糜爛面より病菌進入し血管及び其周圍に炎症を起し發赤腫脹發熱疼痛ありて小兒は甚だしく苦惱し敗血症又は膿毒症を續發して死する事多し故に産婆は臍部を常に清潔に取扱ひ此病を豫防し既に病を發すれば急速に醫師を招聘すべし

臍帶脱落后臍窩より有莖の贅肉を發生し其色暗赤色にして漿液を分泌し臍窩の常に濕潤する事あり此症は直接害なきものなれども臍帶の濕潤せる爲め微菌の好培養所となり或機會に焮衝を起すものなれば早速醫師の手術を乞ふべし(第一百八十一圖を見よ)

臍帶脱落的の傷跡より破傷風菌の侵入を蒙り小兒は高熱を發し恐

るべき全身の痙攣を起して死する事あり故に此症に罹りたる時は直ちに醫師を迎ふるは勿論なるが甚だ恐る可き傳染病なれば産褥熱を取扱ふ場合と同様の注意を以てし四日の後にあらざれば尋婦小兒を取扱ふべからず

第五 臍墜脱

第三百五十九條

若し臍帶を強く牽くか又は甚だ早く除去するか或は初生兒劇しく泣き叫ぶか或は大便秘結して強く努責する時は其未だ閉ぢずして尙ほ軟かなる臍輪より腸管又は網膜の脱出して臍墜脱を生ずること數々あり此の如き墜脱を豫防するには産婆は小兒の大便を日々善く通利する様に注意す可し又小兒の泣くに

初生兒の臍墜脱の原因

豫防法

際し腸管の臍輪に來るを觸れ若しくは已に臍墜脱を發したる時は必ず醫師の治療を受けしむ可し

第六 腹部内臟墜脱及び陰囊水腫

第三百六十條

初生兒には或は生れながら鼠蹊墜脱及び膀胱墜脱を發すること間々あり但し男の子の鼠蹊墜脱は下りて陰囊に達するものなりこれを陰囊墜脱と云ふ其腫物軟かにして鼠蹊部より起りて陰部に向ひ其兒が安靜なる時は指を以て容易に腹腔に復納せしむることを得べし但し此際轟々たる一種の音を發するものとす又陰囊中に水の溜ることあり之を陰囊水腫と云ふ總べて墜脱の治療は醫師の施すものと心得べし

初生兒の鼠蹊墜脱

陰囊墜脱

陰囊水腫

第七 骨傷

第三百六十一條

初生兒の骨は甚だ軟かなれば分娩の時容易に骨傷を起すものに殊に上膊骨及び上腿骨に生じ易し而して骨傷は産科醫又は産婆の困難なる廻轉術を行ふ際及び上肢を解出する際又は肩を挽出す際等に生ずるものなり而して骨傷を發したる時に通常其部に一種の音を發し若しくは手に一種の響きを觸るゝに由りて知れども時として小兒を浴せしむる際又は衣服を着せしむる際に於て始めて之を發見することあり而して凡そ骨傷に罹りたる所は小兒自ら動かすこと能はざるのみならずこれを動かせば疼痛あるが如き様子を爲し其折れたる所を綿密に

初生兒骨傷の原因

徴候

診察すれば一種の雑音を發し且つ其部直ちに腫脹するものなり斯る骨傷は醫師巧みに繃帶を其部に施す時は通例二三週間に十分治癒するものなれば萬一産婆之を知りながら秘して醫師に告げず或は時日を過ぎて始めて醫師に告げ遂に不治に至らしむれば産婆の大罪なり

第八 眼の焮衝

第三百六十二條

初生兒の眼焮衝の徴候

初生兒の眼焮衝は若し迅速に適當の治療を施さざれば不治の盲目となるものなれば甚危険なるものなり而して大概分娩後二三日以内に於て一眼若しくは兩眼に其徴候を發す即ち兩眼瞼の粘着するを第一の徴候とし次で眼裂より黄色の粘液を出

し眼瞼赤色に腫脹して水様血様若くは膿様の液を分泌するなり

第三百六十三條

膿漏性眼疾衝の原因の大多數は産婦の陰部にある淋毒性の膿汁若くは粘液又は同性質の悪露が初生兒の眼に入りて傳染するものにして此病原は己に妊娠中より母體に存するものなれども又數々淋疾に罹れる看護者より傳染する事あり

第三百六十四條

斯る眼病を豫防する爲め産婆は妊婦が膿様の粘液を洩し且つ其腔壁粗糙なるものに出會はば淋病に罹りしものと推察して産後其小兒に眼病を發すべきことを家人に諭して醫師の治療を

受けしむ可し又最適なるは小兒の分娩する前醫師を招き置くにあり何となれば醫師は必ず其疾衝を豫防し得ればなり産婆若し分娩に臨み初めて膿汁帶下あることを氣付たる時は眼疾衝を豫防する爲め小兒の兩眼へ「プロセント」の硝酸銀水を一滴づゝ點眼す可し

其點眼の方法は先づ産婆は二指を以て一方の眼の眼瞼を開き醫師より受取り置きたる硝酸銀水を眼の中央に一滴注ぎ次で他方の眼にも同様にして點眼す可し而して點眼後眼より液汁流出せる時は清潔なる殺菌水を以て手柔らかに洗拭す可し此方法はクレイデ氏の考案に成るものにして極めて有效なれば現今にては眼炎を起すべき虞れなき場合にも猶萬一に備ふる

爲め一般に行はるゝ事となれり

第三百六十五條

産婆若し小兒出産後二三日以内に於て眼病の徵候即ち眼瞼の甚しき腫脹及び紅色にして膿様の粘液を流出する等を發見せば直ちに醫師を招くやう其家人に諭すべし若し延引して發病後數時間を過る時は治癒し難き重症に陥ることあるものなり小兒の親又は親族の輩醫師に診察を受くることを延引し或は之を承諾せざるものある時は産婆は其危害あることを懇篤に諭す可し

病眼の清潔法は次の如く行ふ可し即ち少許の清潔なる脱脂綿か又は軟かにして清潔なる布片を取りて清水に浸し之を絞り眼

瞼を壓迫し或は擦れぬ様に注意して眼瞼の間より出てたる殊に鼻に對ひ眼頭に聚りたる粘液を拭ひ取るべし然る後ち拇指を平坦に目と眉の上とに當てゝ眼球を壓迫せぬ様徐に上眼瞼を上へ舉げ流出せる膿様の粘液を更に清潔なる新き布片にて拭ひ次に下眼瞼を一方の手の示指にて少しく下に引下げ再び注意して拭ふべし

若し膿様の粘液を以て眼を閉づるときは清潔なる布片を水に浸して久しく之を眼部に當て置くべし然るときは粘液の凝固は軟になり自然に眼を開き得るなり

此病眼より分泌する膿様の粘液は恐るべき傳染性を有するものなれば若し是等の粘液の附着したる手又は布片にて誤りて健

全なる眼を擦り拭ふ時は大人と初生兒との別なく直ちに傳染するものと知るべし故に病毒を拭ひたる布片は直ちに焼却し又手指は最も嚴重に消毒すべし
 一眼のみ病に罹りたるものには産婆は其健眼を拭ふに曾て病眼に用ひたる布片を用ひざる様注意すべし又此の如き小兒を平臥せしむるには必ず病眼の方を下に爲し以て健眼に膿汁の流入せざる様爲すべし
 産婆は此の如き眼焮衝の他の小兒に傳染せざる様に注意し即ち健全なる小兒を決して眼病ある小兒と相近かじめず遠く離し置くことを諭す可し
 以上の規則は産婆常に胸裏に刻して其心掛を怠るべからず

醫師の來診なき時は産婆自ら清潔法を行ひ一時の急を救ふべし
 既に醫師の診察を受けたる上は眼の清潔法及び其他總ての取扱は皆醫師の云ふ所に従ふべし

第三百六十六條

前記の焮衝は決して劇しき光線の爲め之を發するものにあらずと雖産婆は注意して眼病ある初生兒は勿論總べて初生兒の眼前に太陽の光り又は電氣燈蠟燭ランプの如き劇しき光りの來る事は避けしむ可し何んとなれば斯る劇しき光線の爲め眼球の深部に他の病を發して終に盲人となることあればなり故に初生兒の臥床は必ず太陽又はランプの光りの小兒の顔を射ざる様に造る可し其外劇しき光りを避くる爲め目の粗く薄き布

片にて小児の顔を覆ふべし
然れども餘りに室内を暗く爲し置くは却て亦害あるものと知るべし

第九 初生児乳房の腫脹及び焮衝

第三百六十七條

初生児の乳房は男女の別無く其皮膚に變色無く且つ痛みなくして單に腫脹すること間々あり此場合には其腫脹に務めて觸ることなき様にして脱脂綿にて覆ひ總べて之を壓せざるやう注意すれば自然に治癒すべし然れども時としては焮衝を發して熱を持ち赤色に成り腫脹し且つ其小兒劇しき痛みを感じ然る後乳房中に膿を醸し終に外の方へ破るゝことありさて此の

如き焮衝は時によりては未熟なる産婆が其乳房を壓し絞りたる爲め發することあり是等の焮衝は其治療を皆醫師に乞ふ可し

第十 鷺口瘡あるじた。またしときがこう

第三百六十八條

鷺口瘡とは口中に於て舌頰の内側口蓋口唇に小く白き小斑を數多發したるものを云ふ此白斑の周圍は其粘膜紅色となり之を拭ふも取り去る能はず若し強ひて拭ふ時は出血を起すべし此斑多ければ小児が乳を吸ふ時口中に痛みを發するを以て多くは泣きて乳を飲むこと不十分なる故に其小児は能く成長せざるなり又稀には白斑甚だしく生じて口中一面に白きものにて

包みたるが如くになりて深き潰瘍を生ずることありかゝる症
 は小兒の生命を危険ならしむる事あるものなり
 此病は驚口瘡菌と稱する一種の菌の爲めに生ずるものにして畢
 竟哺乳時の清潔法を怠るによりて發するなり則ち乳頭を清潔
 にせざる時授乳器及びゴム吸子の不潔なる時小兒の口中へ布
 にて製せし吸口などを入れ置く時等なり
 此病を豫防するには先づ十分なる清潔法に由りて菌を驅除する
 ことを務むべし即ち小兒に乳を吸はしむる前後必ず注意して
 乳頭及び小兒の口中を清潔なる布片及び清水にて洗ひ又飴な
 どを布片に包み小兒の口中へ入れ置くものあらば直に之を禁
 じ授乳器殊に吸子は動もすれば不潔になり易きものなれば其

都度必ず清潔に洗ひ消毒すべし又栓塞子と「ゴム」管とある通常
 世間にて用ふる授乳器は使用には便利なれども甚だ不適當な
 るものなり何となれば決して之を十分清潔に且つ無臭に爲す
 こと難く従ひて確に此症の發生を防ぐ能はざればなり故に授
 乳器は最も簡單なる構造のものを選ぶべし既に驚口瘡を發す
 れば五十倍の重曹水又は硼酸水にて口内を清潔に拭ひ其消失
 するや否やを検し二十四時間中に治せざる時は必ず醫師の治
 療を受けしむべし又驚口瘡ある小兒に授乳せる婦人は決して
 他の健康なる小兒に授乳す可からず何となれば此病は健康な
 る小兒に傳染し易ければなり

第十一 嘔吐及び下痢

第三百六十九條

小兒は乳を餘分に呑みたる時又は哺乳後直ちに身體を動かす時は嘔下したる乳汁の一部を吐き出す事あり然れども是は決して病氣の爲めにあらざる故深く顧慮するには及ばず唯産婆は授乳婦に諭して其小兒に餘り長く乳を吸はしめざるやう又哺乳後は靜かに平臥せしむる様にすべし然れども反復して數々吐乳するか又は嘔吐に下痢を兼て發したる時は甚だ危険なる疾病なれば速に醫師の診察を受けしむべし

初生兒は時として血液を吐き又直腸より血液様の大便秘或は眞の血液又は半消化せられたる血液を通利する事あり其消化器よりの出血に基因するものを初生兒メレナと稱す此症に罹る時

第十二 腹痛及び便秘
第三百七十條

は兒體は甚だしく蒼白となり極めて危険なるものなれば速に醫師の治療を乞ふべし又此の如き症候が時として乳頭の創面より出でたる血液を小兒が乳汁と共に嘔下したるに原因する事あり之を假性メレナと云ひ危険なきものなれば乳頭の傷癒ゆるまで授乳を減ずるか或は全く之を禁ずべし

下痢に由りて水様又は粘液様の便を通利し或は便色變じて緑色となり又は凝固せる乳の如き物を通利する小兒は甚だ危険なるもの故速かに醫師の治療を受く可し

小兒は數々腹部の鼓脹する病に罹り易し此容體の小兒は泣くこ

と頻にして腹痛あるもの、如く絶えず下肢を動かさし或は縮め
或は伸し且つ多くは便秘を兼ねるものとす而して此鼓脹の原
因は通常不適當なる營養法にあり故に此の如き小兒には薄き
「カミツレ」浸の浣腸を行ひ腹部は暖めたる「フラネル」にて包む可
し且つ兒體をも勉めて溫暖に保ち衣服も蒲團も常に能く暖め
おく可し又便秘ある小兒は「カミツレ」浸にて浣腸し其食物は成
る可く單純なる食物を少量に與ふ可し而して牛乳を與ふるに
は其稀薄になしたるもの又は枯草のみにて飼養せる牛の乳汁
を選ぶべし若し乳母又は母の乳にて養ひたる小兒の便秘に罹
りたる時は其授乳者自ら食物を改め適宜の身體運動を爲す可
し、さて産婆は此の如くに扱ふも其效能無き時は例の如く醫師

の診察を受けしむ可し

第十三 吃逆

第三百七十一條

吃逆は横隔膜の痙攣にして通常急ぎて哺乳せし後に發するもの
なり故に小兒には徐に乳を與へて時々中止し衣服は暖かにし
てよく乾きたるものを用ひ且つ暖かなる砂糖湯一二茶匙を與
へ或は舌の上に少許の砂糖の粉末を撒布す可し

第十四 痙攣

第三百七十二條

小兒は諸種の痙攣に罹り易し其徵候は眼を振轉し顔面を擧め口
角は引きつり數々驚愕したる様を爲し手を握り甚だしく不安

となり其泣く時に當り一種變調の泣聲を發す。通常其原因となるものは鼓脹胃の膨滿及び他の重病乳親の精神感動等なり此の如き症には産婆は直ちに醫師を招く可し

第十五 丹毒(はやくさもへくさもへじり)

第三百七十三條

丹毒は初生兒に在りては恐る可き疾病にして其大多數は死を免れず多くは臍或は陰部の創傷より丹毒菌の侵入するに因りて起る始め其部分紅色に腫脹し軽度の浮腫ありて甚だ速かに其周圍に廣がるものなり是に罹りたる小兒は高度の發熱あり衰へたる聲にて泣き十分乳を吸はずして不安の狀甚し此の如き時は直ちに醫師を招くこと最も肝要なり又丹毒は甚だしく傳

染するもの故直ちに病兒を健康なる者より離隔すべし而して産婆は此症ある者に接したる時は衣服を着替へ其手を規則に従つて清潔法(第七十八條及び第七十九條)を行ひ二日の後ならでは他の産婦又は尋婦に接近す可からず(第百八十二圖を見よ)

第十六 黄疸

第三百七十四條

初生兒の約八十%は黄疸に罹るものなれども之は殆んど生理的と見做すべきなり即ち分娩後第二日若くは第三日目に全身の皮膚は綠黄色或は茶褐色となり大便の色は黃綠色か或は綠色又は濃褐色となるあり然れども通例小兒の様子には別に異狀なく一週乃至二週の間自然に消失すべし而して此症は早熟

胎兒に於て最も強く顯はるゝを常とす若し黃疸の外に發熱下痢。嫌乳等の症候を伴ふ時は醫師の診察を受けしむべし

第十七 擦傷性糜爛(たゞれ)

第三百七十五條

小兒の擦傷性糜爛

小兒の皮膚は甚だ軟かなるが爲め僅かなる刺戟によりても糜爛を生じ易し殊に陰部又は臀部膝關節腋下頸部等の皺襞は大小便又は汗の刺戟にて動もすれば紅色となり次で剝脱又は糜爛を生ず而して其原因は看護人が小兒の清潔法を怠りたる爲めにして殊に脂肪多き小兒若くは早産したる小兒に生ずる事多し其小兒の襁褓襦袢等の不潔になりたるを其儘に着用せしめ又は日々の沐浴を怠り或は沐浴後身體を十分に拭ひ乾か

處置

さざる時は必ず糜爛を生じ易し而して若し速かに手當を爲さざればその糜爛は甚だしく周圍に廣がり其小兒は疼痛の爲めに頻に泣くものなり
産婆は糜爛を防ぐ爲め常に小兒を清潔に保ち小便にて汚れたる襁褓は直に乾きたる清潔なるものと取換へ日々の沐浴を怠らず而して沐浴後糜爛を生じ易き部分は十分に水分を拭ひ取り衣服も常に清潔なるものを選びて着用せしむべし又既に糜爛を發したるものは温湯中にて柔かき布片にて丁寧に洗ひ浴後乾きたる清潔なるガーゼにて軽く壓へて水分を吸收せしめ然る後亞鉛華。澱粉の類を散布し又濕潤し易き皺襞の間には乾きたる脱脂綿を挟み置くべし若し糜爛猶甚しきか或は潰瘍を生

ぜんとする時は醫師の診察を乞ふ可し

第十八 汗疹(あせも)

第三百七十六條

汗疹(あせも)第三百二十九條を見よは皮膚に發する紅色の小疹にして是

は餘り暖かに蔽ひ過ぎたる爲めに發するものなり故に之を治

するには被服を減じ室内の溫度を低くして日々列氏の二十七

度即ち攝氏の三十三四度の湯に浴せしむ可し

第十九 大水泡疹(みづぶくれ)

第三百七十七條

大水泡疹(みづぶくれ)は透明の黄色なる液を充たせる泡にして其大さは豌豆

大又は夫れより尙ほ大なる形のものもあり或は一個づゝ離れ

小兒の汗疹

小兒の大水泡疹

或は數個相依りて身體諸部の皮膚に發生す而して此泡疹には

微毒性のものと單純性のものとあり微毒性のものは好んで足

趾又は手掌に發し單純性のものは其他の部分に發生す何れも

傳染性を帶ぶるものなれば其治療を醫師に托し産婆は成る可

くそれに觸れざる様にすべし又若し之を取扱ひたる時は其手

を規則(第七十九條を見よ)に従つて消毒し決して直に他の小兒

に近寄るべからず又産婆は此小兒を沐浴せしめたる後も同じ

く其手を規則に従つて消毒すべし

第二十 白屑風(ふけ)

第三百七十八條

小兒生れて後一二週又は一箇月にして前頭部及び顛頂部に於て

大顛門の近傍に灰白色鱗屑状の物を生ずる皮膚病を發するこ
と間々あり是多くは清潔法を怠りたるに由りて生ずるなり故
に産婆は日々小兒を入湯せしむる際石鹼水を以て其頭を洗ひ
前以て之を防ぐ可し若し己に發生したる時は浴中に於て卵黄
又は「オレーフ」油を用ひて軟げ洗ひ其全く治するまで數々之を
行ふべし

第二十一 急性濕疹(くさ)

濕疹とは其形小き透明の小泡疹にして之を破れば少しく粘着す
る水様の液を流出し遂に帶白黄色或は茶褐色の痂皮を結ぶ其
始めは顔面殊に頰部に生じ夫れより漸々他部に蔓延するもの

なり此症は頗る痒みある故に小兒は毎に搔き又は摩擦して皮
膚より出血することあり而して治療は醫師に託す可し

第二十一 小兒の疾病の總論

第三百八十條

小兒は生後一二年中に於て前に述べたる病氣の外尙種々の病に
罹ること甚だ多し然れども小兒は其疾苦を他人に告ぐる事能
はず又經驗なき母親は其病苦を察する事能はずして遂に治療
の時機を失することあり故に産婆は小兒の病に罹りたるを覺
り早く親戚に告ること必要なり即ち病に罹りたる小兒は衰へ
たるか或は高き聲にて泣き音調變りて苦痛又甚だ不安の様子
を現はし安眠せざるか或は麻酔せしものゝ如くに昏睡し乳を

吸はざるか或は總ての食物をも嫌ひ顔色は灰白色又は黄色となりて氣力無く發熱すれば呼吸短促になりて數々手足を攣縮し眼を振轉し大便綠色になりて下痢又は秘結す

小兒は耳の内部に痲衝を發すること間々ありて粘液又は膿汁を流出す然れども此痲衝を意とせず或は全く心付かざること數々あり故に産婆は其親に告ぐるに此の如き痲衝は小兒に甚だ危険にして若し之に治療を加へざる時は終に聽官を損ずるのみならず全く聾啞となる事を以てすべし

凡て産婆は生兒疾病の徴候を認めたる時は之を其親に告げて醫師の診察を要する責任あるものとす

第五章 産婆に許可する治療法

第一 諸種の浣腸法及び肛門座薬

第三百八十一條

浣腸とは排便滋養鎮痙の目的にて薬液若くは滋養物を「イルリガートル」を用ひて直腸内に注入する方法をいふ其中産婆に最も必要なるは排便浣腸なり

軟化浣腸法は腸中に蓄積せる硬き大便を軟にして排泄に適當ならしむるの目的なり是に用ふるは半乃至一「リットル」の清潔なる微温湯を最良とす其他粘液様若くは油様の液体も亦可なり即

ち薄き葛湯又は薄き「カミツレ」浸に二食匙の「オレーフ」油か又は胡麻の油か蓖麻子油かを混和したるもの又は薄くなしたる牛乳等是なり

刺戟浣腸とは腸管の作用を興奮せしむるものにして上に述べたる微温湯粘液又は油様の液體に食鹽の一茶匙を和するか或は

刺戟劇しからざる石鹼を拇指一節程の大いさなる片に削り又は小さく切り之に和して用ふるなり

小兒には此の如き浣腸は餘り強きに過る故に唯新鮮なる微温湯四分一「リットル」を用ふるをよしとす但し其内へ單舍利別「煮て溶したる砂糖」又は砂糖一茶匙を和するも亦宜し

鎮痙浣腸とは大人にても小兒にても痙攣ある際には必ず用ふる

ものにして「カミツレ」花の強浸劑を好とす

總べて浣腸用の水は微温にして列氏の二十度乃至二十五度攝氏の二十五度乃至三十度の温度を可とす但し浣腸は冷かに過ぎたる方は熱きに過ぎたる方より害少なし

浣腸を行ふには先づ患婦を仰臥せしめ其臀部の下に枕を置き少しく高くし或は左側臥位を取らしむるも可なり而して之に用ゆる器械は清洗したる「イルリガートル」にして其嘴管は清潔なるものを選ぶべし此中に前記の浣腸液を盛り良く混和し一度「イルリガートル」を高く揚げて括栓を開き液を少しく流出せしめて「ゴム」管内の空氣及び液を驅除し且つ暖かき液の流出するを待ちて「ゴム」管を撮みつゝ嘴管を七八センチメートル程深

く左上方に向け注意しつゝ、肛門内に差込み「イルリガートル」を肛門より大約半「メートル」即ち一尺五寸程の高さに保ち次で撮みたる「ゴム」管を開くべし若し液の流入せざる事ある時は「尿管」を少しく引出し静に彼方此方に祛せば液は流入するに至るべし但し小児には尿管を二「センチメートル」以上挿入すべからず又浣腸後産婆は其用ひたる「イルリガートル」「ゴム」管及び尿管等を善く清潔に爲す可し

其外大便の通利を促す爲め水銃を用ひて「グリスリン」を肛門より直腸内に注入することあり之を「グリスリン」浣腸と云ふ

小児の大便秘通利せしむるに最簡單にして適當なるものは直腸内へ肛門座薬を挿入するにあり

「グリセリン」浣腸

肛門座薬

座薬を作るには先づ過度に硬からざる刺戟性少なき石鹼を取り長さ三「センチメートル」にして其基底一「センチメートル」の圓錐形のものを作り造るべし而して之を用ゆるには座薬に「ワゼリン」を塗り注意して肛門へ其括約筋を越え深く挿入するにあり

第二 腔内洗滌法

第三百八十二條

止血用洗滌法には大概氷冷の殺菌水を用ふれども稀には列氏四十度即ち攝氏五十度の熱き温湯(第二百八十七條を見よ)を用ふることもあり又單に一回煮沸したる水のみを用ふるか水と酢とを等分に和して用ふるか或は二百倍「リゾール」水或は五十倍「石炭酸水」又は百倍「リゾール」水を用ふ其の何れを用ふ可きかは醫

止血用洗滌法

清潔用腔洗
滌法

腔の洗滌法

師の差圖に従ふ可し
 清潔用洗滌法は前と異なりて其溫度列氏の二十八度攝氏の三十
 五度ものにして一回煮沸したる殺菌水を用ふるなり
 腔内を洗滌する方法は浣腸法に同じけれど只イルリガートルの
 嘴管を肛門の代りに腔内に挿入するの差あるのみ然れども此
 場合には洗滌液は勿論イルリガートルに至る迄最も嚴重に消
 毒したるものを用ひざるべからず故に其嘴管は消毒に便利な
 る硝子製のものをを用ふべし而して其方法の少しく異なる處は嘴
 管を挿入する前外陰部に於て括栓を開き液の流出する儘にて
 腔内に六七センチメートル程深く挿入し彼方此方に動かし乍
 ら能く腔内を洗ひ然る後外陰部及び會陰部を洗ふべし但し其

「カテーテ
ル」用法の
注意

病婦には仰臥位を取らしむるを便とす
 此際使用すべき石炭酸を稀薄になすには石炭酸溶液と水とを和
 し平等に攪勻し然る後イルリガートルに盛るべし決して「イル
 リガートル」内にて混和すべからず必ず他の器中に於て扱ふべ
 し
 硝子製嘴管は用後必ず煮沸すべし

第三 「カテーテル」の用法
 第三百八十三條

「カテーテル」の用法は大略は既に第二百三十二條に述べたれば茲
 には只次に擧るが如き注意の數項を記載すべし「カテーテル」は
 新銀製の品を用ゆるを可とす而して其外面は常に鏡の如く磨

き内部も固より清潔を旨とすべし又「カテーテル」を用ひたる時は毎回必ず十分時間十分に煮沸し且つ外面を磨き之を再び用ふるまで消毒したる「ガーゼ」へ包み置く可し又「カテーテル」を用ゆる際には宜く慎重を加へ決して無理に力のみを用ゆべからず又小衾等を覆ひ模索にて之を用ふべからず何となれば容易に尿道口を發見し得ざるのみならず消毒したる「カテーテル」を汚す虞れあればなり

第四 検温器の用法

第三百八十四条

検温器の事項は既に第五百五十二條に登載せしが如く其理合及び用法は産婆の業務に對して甚必要なるものなり而して検温器

を用ゆることは渾ての疾病に在て速に診定を得るのみならず其経過をも確に判断し得るものなれば産婆に於ては極めて缺くべからざる要具なり故に産婆は他出する際にも必ず其器を携帯すべきなり又産婆若し他に向ひて尋婦の容體を通知する時は必ず其體温を記入すべし又體温を測定するに用ゆる検温器は百分の物即ち「セルシウス」氏の検温器なり
検温器を使用するには先づ之を振り動かして水銀柱を攝氏三十五度以下に下降せしむべし此際注意せざれば検温器を取り落し又は他の物體に打當て破損する事あり而して十分下降せしめたる後患婦の腋窩にある汗を拭ひ乾かし上膊を少しく離して水銀槽を深く腋窩内に差込み上膊を密接し他の手を以て

其肘を固定し檢温器の種類に従ひて二分乃至十五分の後檢温器を挟みたる儘其度目を讀み然る後腋窩より取り出し微温湯にて良く洗ひ石炭酸濕布にて拭ひたる後鞆に納むべし又檢温器を熱湯中に入れば必ず破裂するものなれば注意すべし檢温器中便利なるは留點檢温器にて之は上昇したる水銀柱の最上の一小部分が長く其位置に留りて他の部分が下降したる後にも測定したる温度を示すものなり

第五 茶劑の製法

第三百八十五條

身體を温暖にすべき飲料に供する茶劑は「カミツレ」花を取りて熱湯を注ぎ之を濾して用ふるなり其熱きに過ぎたるは悪し故

「カミツレ」
浸の茶劑

「カミツレ」
の温罨法

に程よく温かにして用ふべし

「カミツレ」浸を温罨法に用ひんとする時は之を入れたる器中に熱湯を注ぎ長く之を蔽ひて浸し置くなり永く煎ずるが如きは却つて其花の香を失ふものなりさて之を行ふには木綿布を疊みて此浸出液中に浸し之を絞りて其温かなる内に罨法せんとする部分を蔽ひ置くべし

粘液様液

粘液様の液を製するには葛粉を以て通常葛湯を製する如くになす可し

第六 温罨法及び冷罨法の製法

第三百八十六條

罨法には温罨法冷罨法の二あり又濕潤と乾燥との二種あり而し

温罨法

て温暖且つ濕潤なる罨法を最簡單になさんには乃ち木綿布を
數片に疊み合せこれを熱湯中に浸して後絞りに更に廣げ以て
皮膚に貼すべし

温暖にして濕潤なる罨法「バツプ」を製するには餛飩粉又は蕎麥粉
若くは米飯に水を和して攪勻し之を煮て濃厚なる泥狀になし
或は薊蕪を煮て之を軟かなる木綿布に包むべし但し患部に當
る方は唯一枚となる様に包むをよしとす其温度は試みに是を
眼瞼に當て、長く堪へ得るだけの温さなる可し而して此温度
を永く保たしむるには厚き毛布又は綿などを以て蔽ふを良と
す既にして其温度を失ひたらんには更に之を温むべし然れど
も之が酸味の臭氣を放つに至りては宜く新品と取換ふべし

温暖にして乾燥なる罨法には温めたる木綿布或は毛布を直に皮

膚に貼す可し又懷爐を用ふるも可なり
冷罨法には數片相重ねたる木綿布を氷冷水又は水と酢とを等分
に混和したる液中に浸すか或は暫時氷片の上に置いて適宜に絞
りたるを用ひ而して其冷度の減じたる時は其都度之を取換ふ
可し又氷嚢を用ひんとならば豚又は牛の傷なき膀胱を良とす
然れども其最も良品は「ゴム」製の嚢なり之に氷の小片を入れ其
用ふ可き所に清潔にして濕りたる木綿布一枚を敷き然して後
其上に氷嚢を置く可し但し其氷解たる時は中の水を棄て新た
に氷を充す可し

「プリスニツ」氏の罨法とは冷たく濕りたる布片を皮膚上に置き其

上に油紙を敷き其上を「フランネル」にて覆ひて十分温暖となるまで其まゝ置くものなり但し此罨法は醫師の命に因て用ゆべし

第七 芥子泥の製法

第三百八十七條

芥子泥

新鮮の芥子末に温湯を入れ濃き泥状のものとなし之を攪拌して劇しき芥子の香を發するに至りて止め然る後木綿布の上に薄く敷伸し十分時間乃至半時間程皮膚の上に貼り置くなり然れども頗る感じ易き皮膚若しくは甚だ感覺強き人には皮膚と芥子泥との間に薄き木綿布「ガーゼ」一枚を入れるべし之に反して感覺鈍きか若しくは速に奏効を要すべき時は泥を貼るべき部分

を豫じめ暖なる酢にて紅色になるまで摩擦し而して後之を貼る可し又芥子泥の代りに芥子精を木綿布又は紙に浸して貼るか或は薬舗にて鬻ぐ芥子泥と名るものを冷水に浸して貼るも可なり但し是は醫師の處方に從ひて用ゆるものとす

第八 水蛭及び吸角の使用法

第三百八十八條

醫師の指揮によりて産婆は婦人又は小兒に水蛭を使用することあり其數及び位置并に使用後出血せしむる時間の長短等は皆醫師の定むる所に從ふ可しさて水蛭を使用せんには先づ其場所を十分清潔に拭ひ置き此部に水蛭を放ちて若し急に吸ひ付かざる時は砂糖水又は牛乳を以て其部を濕す可し唯二三個の

水蛭を用ひんには木綿布にて之を包み其頭の部のみを出して
一個づつ付け而して其皮膚に吸付固着するまで之を當て置く
べし又一個所にのみ限りて付けんとするには水蛭を硝子管に
入れて吸ひ付かしむべし即ち齒齦に付かしむる時の如き是な
り之に反して數多の水蛭を付かしむるには之を吸角或は手頃
の「ユップ」に入れて其器の口を皮膚に當て、吸ひ付かしむるを
宜とす其十分血を吸ひたる後は自ら落るものゆる是を「ユップ」
へ入れ置く可し但し其「ユップ」は木綿布にて固く蓋ふをよしと
す或は水蛭長く落ちざるものあるも決して之を引き取るべか
らず唯僅に一二粒の食鹽を撒布すれば自ら直ちに落つるもの
なり又水蛭の落ちたる後は清潔なる「ガーゼ」を以て出血の全く

止まるまで壓抵すべし然るに長く壓すも出血猶止まざるか或
は動脈より血液の衝くが如く射出することあらば産婆は急ぎ
て醫師を迎へ其來るまでの間は出血の口を指にて壓す可し又
小兒に於ては吸口より動もすれば強く出血するものなれば産
婆は寧ろ初めより之を醫師に託するを可とす若し已を得ざる
時は皮膚の直下に骨のある所を選びて吸付しむ可し是出血あ
る時之を消毒したる「ガーゼ」にて壓して血を止むるに都合宜し
ければなり
醫師若し水蛭を腔部に用ひんとするには必ず子宮鏡を用ふる
ものなれば産婆は其命に従ひて助手す可し
往時の醫師は好んで吸角を用ひたれども當今は殆ど之を用ふる

水蛭の注意

ことなし然れども若し之を用ふる醫師あらば産婆は其命と教へとに従ひて之を扱ふべし

水蛭は元來其性暖なる所にては疲勞し易きもの故永く暖所に置く可からず若し既に疲勞したるを見れば少しの麥酒を注ぎて活潑ならしむべし又過つて水蛭を嚙下したるものある時は直ちに食鹽水を飲しむべし然すれば水蛭は忽ち死するものなり總て水蛭を用ふるには藥舗より購ふたるものを用ふ可し

○附 録

産婆特別の業務及び所行の事

第三百八十九條

産婆試験に及第して後久しく開業せざりしもの又は一旦開業したる産婆にても二年以上廢業したるもの、再び開業せんとする時は必ず産婆學校又は産科醫に付き産婆學を復修したる後ち開業す可し

第三百九十條

産婆は教科書并に學校にて受けたる規則及び布達或は産婆會の規則を遵守す可し又産婆學の新版發行せられたる時は必ず是

産婆學の復修

諸規則の遵守

を一讀す可し

第三百九十一條

産婆の人格

産婆は世間の信用及び尊敬を受けむとせば品行を正しくし道徳を守る可し

第三百九十二條

患者の秘密

産婆は諸事沈黙を旨とし業務上見聞したることは假令患婦の疾病等にして他人の多少害あること、豫知するものありと雖ども患者是を秘密に爲す時は決して他言す可からず其他家内の事情は勿論身體の癰、疾病等も亦是を口外す可からず然れども若し犯罪的流産、殺兒犯、生兒を負傷せしむること又は他の犯罪を行ひし時は容赦なく訴へ出づ可し

第三百九十三條

往診の準備

産婆は常に用意し晝夜の別なく何時にても直に往診の出來得る様爲し置く可し而して自己の用事の爲には成るべく外宿す可からず若又擔任たる臨月の妊婦ある時は日中と雖ども在宅すべきやう心掛萬一他出する際は家内の者に其出先を申置く可し

第三百九十四條

貧困者及び傳染病者

産婆はたとひ如何なる貧困者又は恐るべき傳染病ある貧困者たりとも之が依頼を受けたる時は其貧困者たり傳染病患者たるの故を以て決して是が依頼を謝絶すべからず

第三百九十五條

二家同時に分娩ある時

甲なる貧困者の分娩に方り其所へ出張中若し乙の産婦より招かるる事ありたる場合に産婆は貧者の分娩経過を人工に短縮し或は後産娩出を急ぎ又は産後出血の處置を施さずして去る可からず此時には乙の産婦の爲には己れ他の産婆を指定して暫時依頼し己れは甲の家を去るべからず或は其産婦が我指定したる産婆を望むことあらば其處置を全く彼に委任す可し又産婆は決して同時に二家の分娩を承諾す可からず萬一不意に同時に申込みたる際他の産婆に依頼する猶豫無き時は其至急を要する者に先づ赴く可し

第三百九十六條

産婆が産婦を取り扱ふことは産婆の他の職務即ち妊婦或は寡婦

産婦の取扱を先にす

鑑定質問

の訪問小兒の入浴等より必ず是を先に行ふ可し
若し一婦人の體格状態に付き鑑定を依頼され又は産婆の業務に關係したることに付き質問せられたる時は注意して診察したる後ち確答すべし

第三百九十八條

若し妊婦事故の爲め産婆の家にて分娩したき旨依頼を受けたる時は相當の届け出を爲すべし

第三百九十九條

産婆學中に記載せざる藥品又は賣藥又は醫師の指定に由らざる藥品は決して是を用ふべからず

薬品の注意

産婆の家にての分娩

醫師に對する心得

第四百條

産婆は醫師に對して尊敬丁寧を旨とし且つ總て醫師の言は如何なる事にも指圖に従ひ決して違背すべからず又其依頼されたることは必ず正確眞實に是を實行す可し

第四百一條

産婆は出産届を十日以内に其筋へ差出す様家人に注意す可し若し死胎分娩の際には産婆は後文記載の雛形に依り死胎檢案書を認め是を家人に與ふべし

第四百二條

産婆は規定の器械(第百十三條を見よ)を必ず具備す可し而して此の器械は常に破損なく直に用ひ得べき様注意爲し置く可し

器械の注意

出産届

取扱事項の記載

第四百三條

産婆は其取扱ひたる出産に關する一切の事項を成べく明細に記載し置くべし或は次に示したる如き表中に記入す可し

○産婆の心得となるべき

日本法令の摘要

凡そ法令なるものは一面に於ては各自の権利を制限すれども他面に於ては復た克く之を伸暢せしむるものなり換言すれば超ゆべからざるの範囲を示すと同時に其範囲内に在つては一毫と雖も他より侵害なからしむる確實なる保證者なり本書摘録する所の諸法令も亦此一般的性質を具備するものと論を俟たず乃ち産婆を業とする者に対して超ゆべからざるの範囲を明示すると共に其業務の神聖を擁護し各自をして良く其権利を伸暢し及び業務の改善發達を遂げ以て安全

の立脚地を得せしむるものなり是故に業に産婆に従ふ者須らく此法令の規定を了知し以て日常の規矩とし準繩とし以て苟も其範を超ゆること勿らんことを期すべきなり

例言 二則

一、本書に蒐集したる法令中東京府令及び警視廳令等一方を限り効力を有するものを抄出したるは要するに各府縣共法令の主旨固より大差なきが故に参照の便を圖りたるものなり

二、明治四十年四月二十四日法律第四十五號を以て刑法改正法律を公布せられ同く四十一年三月二十八日法律第二十九號を以て刑法施行法の公布あり次で四十一年九

月二十九日内務省令第十六號を以て警察犯處罰令を定められ孰れも四十一年十月一日より施行せらるることとなれるを以て本書に於ても増版を機とし右の法令に就き新たに關係條文を抜抄し以て各々訂正増補を加へたり

○勅令第三百四十五號 (明治三十二年七月十八日)

産婆規則

第一條 産婆たらんとする者は二十年以上の女子にして左の資格を有し産婆名簿に登録を受くることを要す

一、産婆試験に合格したる者

一、内務大臣の指定したる學校又は講習所を卒業したる者(明治四十三年五月勅令第二一八號を以て改正)

一、外國の學校若しくは講習所を卒業し又は外國に於て産婆免許を得たる者にして内務大臣の適當と認めたる者(大正六年七月勅令第七十二號を以て改正追加)

第二條 産婆試験は地方長官之を舉行す

第三條 一箇年以上産婆の學術を修業したる者に非らざれば産婆試験を受くることを得ず

第四條 産婆名簿は地方長官之を管理す

産婆名簿に登録を受けんとするものは産婆試験合格證書卒業證書又は免許證を添へ地方長官に願出づべし(大正六年七月勅令第七十二號を以て改正)

産婆名簿の登録事項に異動を生じたるときは二十日以内に

産婆名簿の訂正を願出づべし

産婆名簿の登録事項は内務大臣之を定む

第五條 産婆其の住所を移したる爲管轄地方廳を異にするときは直に前の管轄地方廳に産婆名簿の取消を願出で後の管

産婆廢業し
たる時

轄地方廳に産婆名簿の登録を願出づべし
前項の登録換を爲さざるものは産婆の業務を爲すことを得
ず

第六條 産婆廢業したるときは二十日以内に地方長官に産婆
名簿取消の登録を願出づべし

産婆失踪又は死亡したるときは戸籍法に依る届出義務者よ
り二十日以内に地方長官に産婆名簿取消の登録を願出づべ
し

妊産婦又
胎兒の異常

第七條 産婆は妊産婦又或は胎兒生兒に異常ありと認む
るときは醫師の診療を請はしむべし自ら其の處置を爲すこ
とを得ず但し臨時救急の手當は此限に在らず

手術、投薬
の禁

第八條 産婆は妊産婦又或は胎兒生兒に對し外科手術を
行ひ産科器械を用る薬品を投與し又は之が指示を爲すこと
を得ず但し消毒を行ひ臍帶を切り浣腸を施すの類は此の限
に在らず

登録なき者

第九條 産婆は産婆名簿に登録を受けざるものに妊産婦
又或は胎兒生兒の取扱を専任することを得ず

第九條の二 産婆は自ら検案せずして死産證書又は死胎検案
書を交付することを得ず(前記勅令を以て追加)

犯罪者の營
業禁止

第十條 産婆にして墮胎の罪其他業務に關する罪又は禁錮以
上の刑に處せらるべき罪を犯したるときは地方長官は産婆
の業を禁止し又は一年以内之を停止することを得産婆名簿

登録前に犯したる罪に付ても又同じ

第十一條 試験に關する規程に違背したる者あるときは其試験を無効とすることを得若し已に登録を受けたるときは其登録を取消すことを得

第十二條 地方長官は産婆の業を禁止し又は停止したる後本人の行狀に依り其禁止又は停止を解除することを得

第十三條 産婆試験を受けんとする者又は産婆名簿に登録を願出づる者にして試験又は登録の以前墮胎の罪其他業務に關する罪禁錮以上の刑に處せらるべき罪を犯したる者又は試験に關する規程に違背したる者なるときは試験又は登録を許可せざることを得

第十四條 産婆にして三箇年間其の業を営まざるとき又は癡癩、白痴、不具、癱疾と爲り其業を營むに堪へずと認むるときは地方長官は産婆名簿の登録を取消すことを得

第十五條 産婆名簿の登録、登録の取消、主要なる登録事項の訂正竝に産婆業の禁止又は停止及其の解除は地方長官之を告示す

第十六條 左に掲ぐる者は五拾圓以下の罰金に處す

- 一、産婆名簿に登録を受けずして産婆の業務を爲したる者
- 二、産婆名簿の登録を取消されたる後産婆の業務を爲したる者
- 三、産婆の業を禁止又は停止せられたる後産婆の業務を爲したる者

したる者

四、第三條に關し虚偽の證明又は陳述を爲したる者

五、第七條乃至第九條の二に違背したる者(前記勅令を以て

改正)

科料

第十七條 第四條第三項第五條第二項及第六條に違背したる者は科料に處す

附則

第十八條 本令施行以前内務省又は地方廳より産婆の免狀又は

鑑札を受け現に其業を営む者は本令施行後六箇月以内に

地方長官に願出で産婆名簿に登録を受くることを得

第十九條 地方長官は産婆に乏しき地に限り當分の内出願者

本令施行前
産婆の資格
を得たる場
合

準産婆

の履歴に依り業務の地域及五箇年以内の期限を定め産婆の
業を免許することを得
前項の免許を受けたる者は産婆に準じ本令を適用す但し産
婆名簿に登録する限に在らず
第二十條 本令は明治三十二年十月一日より之を施行す

○内務省令第四十九號 (明治三十二年九月)

産婆試験規則左の通定む

産婆試験規則

第一條 産婆試験願出の期日舉行の期日及場所は地方長官之

産婆試験規
則

を告示す
第二條 試験科目は左の如し

第一 正規妊娠分娩及其の取扱法

第二 正規産褥の経過及褥婦生児の看護法

第三 異常の妊娠分娩及其の取扱法

第四 妊婦産婦褥婦生児の疾病消毒の方法及産婆心得

實地試験若くは模型試験

第三條 學說試験に合格したる者に非れば實地試験を受くることを得ず

第四條 學說試験に合格し實地試験に落第したる者又は實地試験を受けざる者は次回以後の試験に於て實地試験のみを受くることを得

第五條 産婆試験を受けんとする者は産婆學校産婆養成所等の卒業證書若くは修業證書又は産婆若くは醫師二名の證明ある修業履歷書を添へ地方長官に願出べし但第四條に依り實地試験のみを受けんとする者は學說試験合格の證明書を添へ願出べし

地方長官前項の願出を許可したるときは指令を要せず其願書を受理し許可せざるときは之を却下す

第六條 産婆試験を願出する者は収入印紙を以て試験手数料金を

試験合格者

壹圓を納付すべし
第四條に依り實地試験のみを願出る者と雖も本條の手數料を納付すべし

第七條 地方長官は學說試験及實地試験に合格したる者に合格證書を交付し學說試験に合格したる者には證明書を交付す

受験者心得

第八條 地方長官は受験人心得其他試験場の整理に關する條規を定め試験場に揭示すべし
當該官吏は受験人心得其他前項の條規に違背したる者に退場を命ずることを得

産婆試験願書様式(明治四十五年二月)
東京府告示第四十七號

産婆試験を受けんとするものは自今左記様式に據り本人自書の願書類に資格證明書を添へ當廳へ差出すべし
但し願書には最新戸籍謄本(若くは戸籍抄本)寫眞一葉を添へ尙寫眞は手札形として出願前六ヶ月以内に撮影したるものにして其裏面には撮影年月族稱氏名を記入すべし

(第一號様式) (用紙美濃紙)

収入印
紙一圓

産婆試験願

本年何月施行ノ産婆試験相受度別紙何々學校養成所卒業證書寫(又ハ修業證書)修業履歷書戸籍謄本寫真相添へ此段相願候也

年月日

居所

氏名 印

知事宛

追テ産婆規則第十三條ニ掲クル處刑ヲ受ケタル事無之候
(若シアリトセバ何年何月何々ノ罪ニヨリ何々ノ刑ニ處セ
ラレ候)

(第二號様式) (用紙美濃紙)

収入印
紙一圓

産婆實地試験願

本年何月施行ノ産婆實地試験相受度別紙何道府縣ニ於テ合格

セシ學說合格證明書寫戸籍謄本寫真相添へ此段相願候也

年月日

居所

氏名 印

知事宛

追テ産婆規則第十三條ニ掲クル處刑ヲ受ケタル事無之候
(若シアリトセバ何年何月何々ノ罪ニヨリ何々ノ刑ニ處セ
ラレ候)

○内務省令第四八號 (明治三十二年九月)

産婆名簿登録規則左の通定む

産婆名簿登録規則

第一條 産婆名簿には左の事項を登録すべし

- 一 登録番號、登録年月日
 - 二 族籍(外國人なるを)氏名、年齢、住所
 - 三 産婆規則第一條規定の資格及び資格を取得したる年月日、並に同條第一號の資格に付ては試験を受けたる地方廳名(明治四十三年五月内務省令第十六號を以て改正)
 - 四 開業地(住所以外の地に於て開業するもの又は出張所を設くるものは之を記載す)
 - 五 業務に關する犯罪禁錮以上の刑に該る犯罪(日年月)
 - 六 産婆業の禁止停止解除(日年月)
 - 七 名簿取消の年月日事由
- 第二條 産婆名簿は別記様式に依り調製すべし
- 第三條 産婆の業を營まんとするものは本令第一條第二號第

三號第四號の事項を明記して其の住所地を管轄する地方廳に願出て産婆名簿に登録を受くべし

第四條 産婆規則第五條第一項の場合に於ては前條の管轄地方廳は産婆名簿の取消の登録を爲し其登録事項の謄本を以て後の管轄地方廳に其旨を通知すべし

後の管轄地方廳は前の管轄地方廳の通知を俟たず本人の願出に依り直に産婆名簿に登録を爲すべし但必要と認むる場合合に於ては前の管轄地方廳の通知を俟ち又は之に照會を経たる後登録を爲すべし

第五條 産婆名簿の訂正又は取消の登録を爲すときは其の部分に朱線を畫し訂正又は取消の事由年月日を朱記すべし

第六條 産婆名簿に登録を受けたる者、（明治四十三年六月）産婆名簿登録取消訂正等出願様式（東京府告示第百二十八號）
納付するときは登録の謄本を受くることを得
謄本手数料は収入印紙を以て納付すべし

（別記）

産婆名簿様式略す

産婆名簿登録取消訂正等出願様式（東京府告示第百二十八號）
産婆名簿登録、登録の取消及訂正並に名簿謄本下附を出願せんとするものは自今左記様式に依り願書差出すべし

（第一號）

産婆名簿登録願
今般何區何町村何番地（何誰方）ニ於テ産婆開業仕度候ニ付産婆名簿登録被成下度別紙資格證書寫竝戸籍謄本相添此段相願候也

年 月 日 住 所

氏 名 印

知事宛

本願書ハ所轄區役所町村役場經由ヲ要ス

（第二號）

産婆名簿登録願

從來何府縣何郡區何市町村何番地ニ於テ開業中之處今般何區郡何町村何番地へ轉居產婆開業致度候ニ付產婆名簿登錄被成下度別紙戶籍謄本相添へ此段相願候也

年 月 日 住 所

氏 名 印

知事宛

本願書ハ所轄區役所町村役場經由ヲ要ス

(第三號)

產婆名簿登錄事項訂正願

一、異動ヲ生シタル事項(何々)

一、異動ヲ生シタル年月日(何年何月何日)

右ノ通異動候ニ付產婆名簿登錄事項訂正被成下度別紙戶籍謄本相添此段相願候也

年 月 日 住 所

氏 名 印

知事宛

本願書ハ所轄區役所町村役場經由ヲ要ス

(第五號)

收入印紙
五拾錢

產婆名簿謄本下附願

産婆名簿謄本御下附相成度此段相願候也

年月日

住所

氏名印

知事宛

産婆組合

○東京府令第六十二號 (三十二年五月二十三日)
 産婆にして組合を設けんとするときは其規約書を添へ當廳の許可を受くべし但し從來組合を設けたるものにありては三十日以内に本文の手續をなすべし
 本令に違ふ者は科料に處す

死亡診断書
死體檢案書

○内務省令第四十一號 (三十三年九月三日)

死亡診断書死胎檢案書竝に死産證書死胎檢案書記載事項の件
 左の通相定む

第一條 醫師は其作爲すべき死亡診断書又は死體檢案書に左の諸件を記載すべし

- 一 死亡者の氏名其職業及其出生の年月日
 - 二 病死者に在ては其病名自殺者に在ては其手段自殺以外の變死者及中毒者に在ては其種類
 - 三 發病の年月日
 - 四 死亡の年月日時及其場所
- 第二條 醫師及産婆は其作爲すべき死産證書又は死胎檢案書

死産證書
死胎の檢案

に左の諸件を記載すべし

一 父の氏名職業、私生子に在ては母の氏名職業及父母の出

生の年月日

二 死胎の嫡出子庶子私生子及男女の別

三 妊娠の月数

四 分娩の年月日時及其場所

附則

本令は明治三十四年一月一日より施行す

○東京府令第三百三號 (明治三十三年二月十八日)

本年九月内務省令第四十一號を以て規定せられたる醫師の作爲すべき死亡診断書死體檢案書及醫師又は産婆の作爲すべき死産證書、死胎檢案書の様式並に其記載方は左の各項に據るべし

第二死産證書、死胎檢案書

様式

死産證書(死胎檢案書)

一 父の氏名(私生子の場合)母の氏名

二 父の出生の年月日(私生子の場合に在ては之を除く)

三 母の出生の年月日

四 父の職業(私生子の場合)母の職業

五 妊娠の月数

- 六 分娩の年月日時
 - 七 分娩の場所
 - 八 死胎の男女の別
 - 九 死胎の嫡出子庶子私生子の別
- 右證明(検案)候也

年 月 日

住 所
醫師(産婆) 何

某印

- 一 死胎の嫡出子なるか又は庶子なるときは其の父の氏名を記すべし
- 二 死胎の嫡出子なるか又は庶子なるときは其の父の出生の年

- 三 死胎の何たるに拘はらず其の母の出生の年月日を記すべし
- 四 死胎の嫡出子なるか又は庶子なるときは其の父の職業を記すべし若し私生子なるときは其の母の職業を記すべし
- 五 妊娠の月数は受孕より分娩に至る妊娠の経過にして死胎は約四週日を一月と做したる第幾月目に該當するかを記すべし
- 六 分娩の年月日時を記すべし若し明瞭ならざるときは推定

したる年月日時を記すべし此場合には推定の二字を冠せしむるを要す

七 分娩の場所は郡市區町村大字名及番地を記すべし

八 死胎は嫡出子なるか又は庶子なるか若くは私生子なるかの別を記すべし

○刑法抜抄

秘密漏洩罪の二ヶ條

第三百三十四條 醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公證人又は此等の職に在りし者故なく其業務上取扱ひたることに付き知得たる人の秘密を漏洩したるときは六箇月以下の懲役

又は百圓以下の罰金に處す

宗教若くは禱祀の職に在る者又は此等の職に在りし者故なく其業務上取扱ひたることに付き知得たる人の秘密を漏洩したるとき亦同じ

第三百三十五條 本章の罪は告訴を待て之を論ず

第二百一十一條 業務上必要なる注意を怠り因て人を死傷に致したる者は三年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處す

第二百一十二條 懷胎の婦女藥物を用ひ又は其他の方法を以て

墮胎したるときは一年以下の懲役に處す

第二百一十三條 婦女の囑託を受け又は其承諾を得て墮胎せし

めたる者は二年以下の懲役に處す因て婦女を死傷に致した

過失傷害罪

墮胎罪の五ヶ條

る者は三箇月以上五年以下の懲役に處す

第二百十四條 醫師産婆藥劑師又は藥種商婦女の囑託を受け

又は其承諾を得て墮胎せしめたるときは三箇月以上五年以

下の懲役に處す因て婦女を死傷に致したるときは六箇月以

上七年以下の懲役に處す

第二百十五條 婦女の囑託を受けず又は其承諾を得ずして墮

胎せしめたる者は六箇月以上七年以下の懲役に處す

前項の未遂罪は之を罰す

第二百十六條 前條の罪を犯し因て婦女を死傷に致したる者

は傷害の罪に比較し重に從て處斷す

第二百十七條 老幼不具又は疾病の爲め扶助を要す可き者を

遺棄罪の二
ヶ條

遺棄したる者は一年以下の懲役に處す

第二百十八條 老幼者不具者又は病者を保護す可き責任あ

る者之を遺棄し又は其生存に必要な保護を爲さざる時は

三箇月以上五年以下の懲役に處す

自己又は配偶者の直系尊屬に對して犯したるときは六箇月

以上七年以下の懲役に處す

第二百十九條 前二條の罪を犯し因て人を死傷に致したる者

は傷害の罪に比較し重きに從て處斷す

第二百三十三條 虚偽の風説を流布し又は偽計を用ひ人の信

用を毀損し若くは其業務を妨害したる者は三年以下の懲役

又は千圓以下の罰金に處す

信用毀損及
業務妨害罪
の二ヶ條

遺棄罪を犯
し因て人を
死傷したる
場合

第二百三十四條 威力を用ひ人の業務を妨害したる者亦前條の例に同じ

○刑事訴訟法抜抄

(明治四十一年三月二十八日法律第二十九號刑法施行法第四十條を以て刑事訴訟法第二百二十五條第二號を左の如く改む)

第二百二十五條 左に記載したる場合に於ては證言を拒むことを得

第二 醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公證人又は此等

證言を拒み得る場合

の職に在りし者及び宗教若くは禱祀の職に在る者又は此等の職に在りし者其業務上取扱ひたることに付き知得たる事實にして黙秘すべきものに關するとき

○民事訴訟法抜抄

第二百九十八條 左の場合に於ては證言を拒むことを得

第二 醫師、藥商、產婆、辯護士、公證人、神職及び僧侶が其身分又は職業の爲委託を受けたるに因りて知りたる事實にして黙秘すべきものに關するとき

第三 問に付きての答辯が證人又は前條に掲げたる者の恥

證言を拒み得る場合

辱に歸するか又は其の刑事上の訴追を招く恐あるとき
 第四 問に付きての答辯が證人又は前條に掲げたる者の爲
 直接に財産權上の損害を生ぜしむ可きとき
 第五 證人が其の技術又は職業の秘密を公にするに非ざれば
 答辯すること能はざるとき

○警察犯處罰令抜抄

(本罰令は舊刑法の違警罪に代りて新に發布せられたるものにして新刑法の規定と相待ちて諸刑罰の首尾を一貫するものたり 明治四十一年九月二十九日内務省令第十六號)

第二條 左の各號の一に該當する者は三十日未滿の拘留又は

貳拾圓未滿の科料に處す

五 他人の業務に對し惡戯又は妨害を爲したる者

六 新聞紙雜誌其他の方法を以て誇大又は虚偽の廣告を爲

し不正の利を圖りたる者

十 自己占有の場所内に老幼不具又は疾病の爲め扶助を要

する者若くは人の死屍死胎あることを知りて速に警察官

吏に申告せざる者

前項の死屍死胎に對し警察官吏の指揮なきに其の現場を

變更したる者

十八 病者に對し禁厭祈禱符呪等を爲し又は神符神水等を

業務妨害の

誇大及虚偽の廣告に關する罪

老幼等又は死屍死胎を警察官に申告せざる罪

死屍死胎の現場變更の罪

警察を妨ぐる罪

催眠術濫施の罪
死屍死胎の隠匿又は擬装の罪

死屍・死胎の解剖及び保存の罪

招きに應ぜざる罪

禽獸の死屍又は汚穢物を棄擲し又は之を取除るを怠る罪

與へ醫療を妨げたる者

十九 濫に催眠術を施したる者

三十四 人の死屍又は死胎を隠匿し又は他物に紛はしく擬装したる者

第三條 左の各號の一に該當する者は貳拾圓未満の科料に處す

一 許可なくして人の死屍又は死胎を解剖し又は之れが保存を爲したる者

七 開業の醫師、産婆故なく病者又は妊婦産婦の招きに應ぜざる者

十 濫に禽獸の死屍又は汚穢物を棄擲し又は之を取除の義務を怠りたる者

第四條 本令に規定したる違反行為を教唆し又は幫助したる者は各本條に照し之を罰す但し情狀に依り其の刑を免除することを得

違警罪即決例抜抄(明治十八年九月廿四日大政官布告第三十一號)

第一條 警察署長及び分署長又は其代理たる官吏は其管轄地内に於て犯したる違警罪を即決すべし但私訴は此限に在らず

第二條 即決は裁判の正式を用ひず被告人の陳述を聽き證據

教唆及幫助の罪

違警罪即決の管轄

即決の方法

即決に對する不服手續

を取調べ直ちに其言渡を爲すべし。又被告人を呼出すことなく若くは呼出したりと雖も出延せざる時は直ちに其言渡書を本人又は其住所に送達することを得

第三條 即決の言渡に對しては違警罪裁判所に正式の裁判を請求することを得但正式の裁判を経ずして直ちに上訴を爲すことを得ず

第五條 正式の裁判を請求する者は即決の言渡を爲したる警察署に申立書を差出すべし但其期限は第二條第一項の場合に於ては言渡ありたるより三日内第二項の場合に於ては言渡書の送達ありたるより五日内とす

不服の方法及び期間

第七條 第五條に定めたる期限内に正式の裁判を請求せざる時は即決の言渡を以て確定のものとする

警察署へ届出づべき開業手續

○警視廳令第四十二條明治三十九年七月三日

獸醫産婆藥種商製藥者開業したるときは十日以内に左の事項を具し其の免狀又は免許鑑札の寫若は登録謄本を添へ届出づべし

一、業體

二、開業場所

三、族稱住所